

令和6年第6回定例会

階上町議会会議録

令和6年12月 3日開会

令和6年12月 6日閉会

階上町議会

令和6年第6回階上町議会定例会会議録目次

○第1号 12月3日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	7
散会の宣告	8

○第2号 12月5日（木曜日）

議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	10
説明のため出席した者の職氏名	10
職務のため出席した者の職氏名	10
開議の宣告	11
一般質問	
土橋美加佐君	11
中島 孝一君	17
渡部 高明君	29
大下 修 君	36
散会の宣告	49

○第3号12月6日（金曜日）

議事日程	50
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
説明のため出席した者の職氏名	51
職務のため出席した者の職氏名	52
開議の宣告	53
議案第1号議題、質疑、討論、採決	53
議案第2号議題、質疑、討論、採決	56
議案第3号議題、質疑、討論、採決	59
議案第4号議題、質疑、討論、採決	59
議案第5号議題、質疑、討論、採決	60
議案第6号議題、質疑、討論、採決	65
議案第7号議題、質疑、討論、採決	65
議案第8号議題、質疑、討論、採決	66
議案第9号議題、質疑、討論、採決	66
議案第10号議題、質疑、討論、採決	67
議案第11号議題、質疑、討論、採決	75
議案第12号議題、質疑、討論、採決	75
議案第13号議題、質疑、討論、採決	76
議案第14号議題、質疑、討論、採決	79
議案第15号議題、質疑、討論、採決	81
議案第16号議題、質疑、討論、採決	82
議会案第1号議題、質疑、討論、採決	82
議会案第2号議題、質疑、討論、採決	86
議会案第3号議題、質疑、討論、採決	86
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	87
町長挨拶	88
閉会の宣告	88
署名議員	89

令和 6 年第 6 回階上町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和 6 年 12 月 3 日 (火曜日)

令和6年第6回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和6年12月3日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下	修	君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林	貢	君	12番	百目木	和俊	君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長 荒谷 憲輝 君 副町長 澤田 充 君

教 育 長	濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長	地 代 所 誠 君
総合政策課長	茨 島 俊 行 君	税 務 課 長	大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長	上 厚 子 君	すこやか健康 課 長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川 明 美 君	産業振興課長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦 孝 子 君	代表監査委員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 京 実 君	庶 務 G L	野 沢 香 織 君
総 務 課 主 査	花 生 智 紀 君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 6 年第 6 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、8 番小松雅彦君、9 番上道二三男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 6 日までの 4 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 12 月 6 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第3、この際、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第16号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件まで、16件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。

本日ここに、令和6年第6回階上町議会定例会を開会するに当たり、議員各位にはご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和6年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ978万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億1,707万7千円といたしました。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正について、ご説明申し上げます。

10月15日公示、10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る対応分としまして、歳入につきましては県支出金978万3千円を追加し、歳出につきましては総務費978万3千円を追加したものであります。

議案第2号 階上町町民栄誉表彰条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町が表彰する町民栄誉賞について、必要事項を定めるため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第 6 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に準じ、職員の給料月額並びに寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改めるため提案するものであります。

議案第 7 号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の給料月額を改めるため提案するものであります。

議案第 8 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 9 号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、任期付き消防団員の定年の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 10 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,395 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 63 億 9,103 万円とするものです。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 1 億 9,976 万 2 千円を減額し、地方交付税 3 億 3,452 万円、国庫支出金 2,032 万円、県支出金 1,056 万 9 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、衛生費 956 万 9 千円等を減額し、総務費 2,113 万 5 千円、民生費 4,439 万 3 千円、土木費 6,145 万 1 千円、教育費 1,776 万円等を追加するものであります。

今回の主な補正内容としましては、地方交付税等の交付に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものであり、また、青森県人事委員会勧告に準じた給与改定に係る人件費を増額するものであります。

更に、歳出の追加につきましては、民生費に自立支援事業及び障害児施設措置費事業における報酬改定等に伴い 3,440 万 2 千円、土木費に除雪作業委託料として 6 千万円、教育費に赤保内小学校改修工事費として 1,258 万 4 千円等を追加しております。

次に、第 2 表 債務負担行為補正であります。小規模事業者が日本政策金融公庫から借入れした際に生じた利子を、町が補給するものについて変更するものであります。

議案第 11 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 62 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 4,639 万 2 千円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 31 万 4 千円、県支出金 15 万 7 千円、繰入金 15 万 7 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、予備費 18 万 7 千円を減額し、地域支援事業費 81 万 5 千円を追加するものであります。

議案第 12 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の収益的収支予算における収入について 130 万 8 千円を増額し、累計予定額を 3 億 7,293 万 3 千円とし、支出について 169 万 7 千円を増額し、累計予定額を 2 億 9,601 万 1 千円とし、また、既定の資本的収支予算における収入について 140 万円を増額し、累計予定額を 2 億 6,043 万 6 千円とし、支出につい

て 33 万 6 千円を増額し、累計予定額を 2 億 7,815 万 4 千円に補正するものであります。

主な補正内容につきましては、令和 5 年度分消費税確定申告による還付額及び納付額確定に伴う補正、給与改定に係る人件費の増額、公営企業会計事務支援業務に係る建設改良債を増額するものであります。

議案第 13 号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町農村活性化センターの指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 14 号 金山沢水郷館に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、金山沢水郷館の施設のうち地区集会施設の指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 15 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少により規約を変更するため提案するものであります。

議案第 16 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少により規約を変更するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。〔町長降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、12 月 4 日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、12月4日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、12月5日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前10時17分）

令和 6 年第 6 回階上町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和 6 年 12 月 5 日 (木曜日)

令和6年第6回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和6年12月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 土橋美加佐君 (1) 町道の維持管理について
(2) 国スポに向けての道路整備について
- 3番 中島 孝一君 (1) 地球温暖化による気象災害について
(2) 人口減少問題・少子化対策について
- 2番 渡部 高明君 (1) 階上町の企業と雇用の活性化について
(2) 階上町の都市構想について
- 7番 大下 修 君 (1) 固定資産税と不動産鑑定について
(2) 公益通報について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 土橋 美加佐 君	2番 渡 部 高 明 君
3番 中 島 孝 一 君	4番 熊 谷 道 雄 君
5番 小 坂 正 年 君	6番 下 沢 育 男 君
7番 大 下 修 君	8番 小 松 雅 彦 君
9番 上 道 二 三 男 君	10番 森 榮 吉 君
11番 林 貢 君	12番 百 目 木 和 俊 君
13番 大 江 和 夫 君	14番 長 根 岩 夫 君

欠席議員（〇名）

説明のための出席者

町 長	荒 谷 憲 輝 君	副 町 長	澤 田 充 君
教 育 長	濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長	地 代 所 誠 君
総合政策課長	茨 島 俊 行 君	税 務 課 長	大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長	上 厚 子 君	すこやか健康課 長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川 明 美 君	産 業 振 興 課 長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦 孝 子 君	代 表 監 査 委 員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 京 実 君	庶 務 G L	野 沢 香 織 君
総 務 課 主 査	花 生 智 紀 君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） 定例会開催に先立ち、議会として注意とお願いを申し上げます。

傍聴席の入口に掲示してありますが、傍聴席は議場の一部ですので、拍手等は禁じられておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎一般質問

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。1 番、土橋美加佐君の質問を許します。

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい、1 番、土橋美加佐です。〔土橋議員登壇〕

1 番、土橋美加佐です。12 月定例会に一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

一般質問に入る前に、先月、11 月 9 日土曜日、10 日日曜日の 2 日間、東京、上野恩賜公園で、青森県人会主催による青森人の祭典 2024 が開催され、青森県の食や文化、観光などの魅力発信を首都圏に紹介し、それぞれのブースで農産物や加工品、ご当地料理、地酒などを販売し、美味しい青森を PR していました。今年は天候も良く、来場者数約 13 万人という予想をはるかに超える多くの方々が来場したそう

です。ふるさととはしかみ会の皆様のご協力もあり、階上町のブース也大盛況でした。

また、私が所属している田代えんぶり組は、今年も田代えんぶり応援隊のご協力により、初日の午前と午後にえんぶりを披露させていただき、階上町の PR、えんぶり普及活動ができたことを嬉しく思います。我々のえんぶり披露後には、階上町のブースに人だかりができ、一瞬にして特産品が完売したそうで、今年也大盛況で終わることができました。

また、11月10日日曜日には、八戸線の階上駅が大正時代に開業してから100周年を祝う記念イベントが、階上駅前町内会の方々が主体で開催がなされました。

この記念イベントは、駅前町内会がまちづくりの地区計画の中で計画されたもので、私も10日の朝には東京から帰宅していたため、その後、そのままの足で向かい、階上駅には大勢の住民や鉄道ファンが集まっていました。

私がこのイベントを知ったのは、SNSと子供達から渡された学校で配布されたリーフレットでした。

私はもっと宣伝しても良い企画だと感じましたので、駅前町内会長さんを始め、多くの方々が関わっている企画を、もう少し、行政もですが、JRの方々もPRに協力しても良いのではと正直思いました。とても良いイベントであったので、我々山手側の人が協力できたことがあったのかもしれないと、少し寂しい気持ちにもなりました。

また、階上町地域おこし協力隊の方が1名、今年10月1日付けで着任されました。その方は、駅前にあった元の北澤商店の味噌・醤油店を拠点とし活動なさっている方で、階上駅100周年記念イベントへ参加しておりました。今後は、このような地域おこし協力隊の方々を増やし、各地区で活躍していただき、移住定住に繋げて、地区活動への支援をもっと充実すべきだと思います。

そして、これらを各地区の活力とし、まだまだ全国的に知られていない階上町を宣伝できる機会を失わず、私も含め町民の方、行政の方の尽力が必要と感じた2日間でありました。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

1点目の質問です。町道の維持管理についてです。

階上町は山・里・海と自然に恵まれた土地であり、特に大きな河川もなく、災害が少なくとても住みやすい町と言えます。

しかし、近年は異常気象が多く、去年は雨が少なく高温で農作物へのダメージが多かった年でした。そして今年は、比較的、高温日数が少なかったですが、7月30日、ちょうどそのときには三戸郡議員研修が階上町開催の日でした。

その移動時でした。自宅から出るときにはかなりの雨にあいましたが、役場方面へ向かっていましたが、鳥屋部地区、登山口付近を通過した際には徐々に雨が止み、役場へ着くころには青空も見えており、とても驚き、地域でこんなに違いがあることを再度思い知らされました。

その際、我が地元であります、田代・晴山沢地区は、14 時の降り始めから 19 時の警報解除までの総雨量、県雨量計では 159 mm に達し、時間最大雨量 67 mm と局地的大雨の被害を受けました。幸いにも人的被害がなかったのが良かったといえます。

しかし、町道の通行規制が 3 か所あり、その法面崩壊により土砂が道路をふさぐ。また、イワタニケンボロー側も土砂堆積及び路面洗掘により通行止め。田中橋の橋下まで水位が上昇。道路の一部が舗装欠損により通行止めとなりました。研修途中でありましたが中座し、地元に戻りました。

地元へ戻ると、目の前の川がもう少しで越水し、氾濫寸前。川を挟んだ目の前の道路脇の法面が崩れ、その土砂で通行できませんでした。その後は地域を回り、側溝閉塞により、土砂まじりの雨水が川のように道路を流れ、今までにないほどの災害が起きていました。

田代・晴山沢地区にとって、とても大きな災害でしたが、役場職員の方々が迅速に動いてくれ、通行規制も二、三日で解除となり、とても助かり感謝しております。

そこで 1 つ目の質問となりますが、その前に、昨年令和 5 年 7 月 31 日、町道で倒木があり、走行中の車が接触する事故が発生しました。9 月には示談が成立し、町で損害賠償の支払をしています。そこで、町職員の方々も日々町道を見て回っていると思いますが、町道における支障木・危険木の対応の仕方、考え方について伺います。

また、協働のまちづくりを進める中でもありますが、自分が住んでいる地区は自分達で整備・維持できれば問題ないと思いますが、近年は高齢化が進み、町道の草刈りは何とかできている状態と言えますが、道路側溝の泥上げは力仕事であり、できなくなってきているのが現状であります。町はどのように考えているのかを伺います。

2 つ目の質問です。国スポに向けての道路整備についてです。

階上町は、平成 5 年から青森県八戸市・階上町で開催された自転車ロード・レースが数多くあり、県レベルでは、毎年開催されている青森県高等学校新人自転車道路選手権大会、東北レベルでは東北総合体育大会は 6 年に 1 度、東北の高校対抗自転車競技選手権大会は五、六年に 1 回、全国レベルは不定期に開催されていますが、自転車競技の指導者の方々からはとても良いコースだと評価を得ています。

また、来年、国スポのリハーサル大会として予定されています令和 7 年 10 月の第 60 回全国都道府県対抗自転車競技大会、更には令和 8 年 10 月 11 日には青の煌めき あおもり国スポの正式競技として、自転車ロード・レース競技が控えております。

そこで、国スポ、ロード・レース大会に向け、どのような道路整備・メンテナンスを考えているのかを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。〔土橋議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。

始めに質問の冒頭でありました上野公園での青森人の祭典では、ふるさとはしみ会、当町ブース関係者、更には土橋議員が親方を務めている田代えんぶり組の皆さんのご協力のもと、大変好評だったと伺っております。階上町の魅力を全国に発信できたことに感謝申し上げ、これからも階上町の発展のために、議員の皆様とともに、職員一同、鋭意に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、土橋議員のご質問にお答えします。

1 つ目の町道の維持管理についての件であります。1 点目の町道における支障木・危険木の対応の仕方、考え方につきましては、まず、道路法第 42 条第 1 項では、「道路管理者は、道路を常時、良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」こととなっておりますので、安全で安心な道路を提供するため、町道の巡回パトロールを定期的に行い、道路異常箇所の発見に努めております。

しかしながら、道路沿線上の全ての樹木を調査し、危険な状態であるのか判断することは難しく、議員ご案内のとおり、昨年 7 月 31 日に、町道正部家・八戸市境線を走行中の車両が、町管理地の枯れ木の倒木により、事故が発生しております。

道路を管理する上で、通行の支障となる樹木は支障木、支障とはなってはいないものの倒木のリスクが高い樹木は危険木とされ、支障木につきましては、パトロールや道路利用者の情報により、安全性を欠くことのないよう、道路管理者として速やかに除去を行っております。

また、危険木につきましては、道路用地内の町有地にある樹木であれば、道路管理者が伐採等の対応を行い、民地にある樹木につきましては、民法第 717 条第 2 項において、「竹木の栽植又は支持に瑕疵があることによって、他人に損害を生じたときは、その竹木の所有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う」ととされておりますので、民地にある緊急対応度が低い危険木につきましては、文書等で連絡することにより、所有者に対応していただいております。民地にあるが緊急対応が必要と判断される危険木につきましては、道路を常時、良好な状態に保つため、原則的には土地所有者の承諾を得ながら、道路管理者において、対応しているところです。

また、大雪や自然災害によって、沿道からの倒木・枝落ちによる交通障害などの発生リスクを減らすため、町広報誌やホームページを通じて、土地の適正管理についてお願いもしてきているところであります。倒木は通信・電力供給など、生活にも影響がありますので、道路管理者として、道路用地内の樹木の適正管理を行いながら、民地の樹木の管理に関しましては、地権者の方々が責任を持って管理していただく重要性につきまして、引き続きご理解ご協力を求めています。

次に、2 点目の側溝清掃が高齢化により、地区でできなくなっていることについてであります。これまで道路沿線の草刈りや側溝の泥上げは、各地区において生活環境と衛生の保持のため、協働のまちづくりとしてご協力をいただいているところであり、ご協力に関しましてお礼を申し上げます。

一方、地区においては、高齢化が進み、町内会活動が思うように行えなくなっている現状も認識しているところです。こうした中での対応といたしましては、地区において、これまで行ってきた草刈りや側溝清掃等を可能な限りにおいて行っていただき、地区で対応が難しい部分につきましては、各地区の区長より実情を聞きながら、必要な箇所を町が行っていくといった役割分担により、今後の協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、2 つ目の国スポに向けての道路整備についての件であります。議員ご案内のとおり、来年 10 月には国民スポーツ大会リハーサル大会、令和 8 年 10 月 11 日には、青の煌めき あおもり国スポ正式競技の自転車ロード・レースが、本町で開催されます。

コースとなります登山口周辺コースは、県内のロード・レース大会はもとより、平成 29 年に開催されました国内最高峰の自転車レース、第 86 回全日本自転車競技選手権大会や、平成 5 年に開催されました全日本アマチュア選手権といった全日本選手権大会のコースとしての実績があるコースであります。

これまでの登山口周辺コースの整備状況は、町道につきましては社会資本整備総合交付金を活用し、新田・長久保線の舗装補修を平成 26 年度～29 年度に、登切・伴蔵線の舗装補修を平成 28 年度～30 年度に、また、同路線における小松倉地区の T 字路交差点の道路拡幅工事を国スポの補助金活用により、令和 4 年度に実施してきております。

また、青森県が管理している道路につきましては、中央体育館付近の一般県道烏屋部十日市線や、主要地方道名川・階上線が継続的に補修されてきており、昨年度や今年度においても国スポに向け補修が実施されているところであります。来年度には、名川・階上線において道路用地の範囲内で、自転車競技の安全確保対策として路肩拡幅工事を県において実施する計画となっております。

また、町におきましては、青森県自転車競技連盟よりご意見をいただきました道路と橋梁との段差擦り付けや、路面のクラック補修等を、来年度実施することにより、リハーサル大会や本大会に向け、安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

国スポ大会では、全国各地から大勢の選手、観戦者、関係者が訪れますので、素晴らしいロード・レース大会になるよう準備してまいります。

以上でございます。〔町長降壇〕

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

1 番、土橋美加佐です。引き続き質問させていただきます。

町道脇には町管理用地の所もありますが、多くは個人が所有している土地もあり、本来であれば土地所有者が管理していかなければならないものと思いますが、長年育った木がこれからの季節、大雪又は自然災害時などになった際、倒木や支障木となり、とても危険と言えます。

所有者の連絡が取れない場合や、その所有者である方が高齢若しくはその地区に住んでいないなどで対応ができない場合は、どのように対応しているのか伺います。

〔土橋議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の所有者に連絡が取れない場合や所有者が対応できない場合についてですが、先ほど、町長答弁にありましたとおり、交通の障害となっている支障木や事故につながる恐れのある危険木については、緊急な状態でございますので、道路管理者として安全性を欠くことがないよう、支障木・危険木の除去を行っております。

次に、緊急性の低い危険木につきましては、民法 717 条の土地所有者の責任により、土地の適正管理を地権者の方々にお願いすることにより対応しております。

引き続き適切な道路管理を行いながら、安全安心な道路の整備に努めてまいります。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

最後となりますが、支障木などについては、長時間の通行止めにならないよう、迅速な対応をお願いしたいことと、道路側溝の泥上げについては今後、地区区長さんとも協議の上、町での対応も考えていただければと思います。

また、登山口周辺の道路は、全国的に見ても自転車ロード・レース大会に適した場所です。ロード・レースの練習に来ている選手も多く見られます。東北町のような駅伝の町ではないんですが、ロード・レースの町の実現に向けて取り組んでいただくことを期待し、質問を終わります。

答弁は不要でございます。ありがとうございました。〔土橋議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 1 番、土橋美加佐君の質問を終わります。

3 番、中島孝一君の質問を許します。

○3 番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、中島孝一君。

○3 番（中島孝一君） はい、3 番、中島孝一です。〔中島議員登壇〕

3 番、中島孝一です。一般質問をさせていただきます。

私は地球温暖化による気象災害についてと、人口減少問題・少子化対策についての 2 つの項目について質問します。

近年、世界中で極端な気象現象が観測されています。超大型の台風やハリケーン、記録的な集中豪雨や干ばつや熱波などで、これらの異常気象による災害が各地で発生し、多数の死者を出したり、農作物に甚大な被害をもたらしたりすることが、毎年のように発生しています。

具体的な被害状況を知るために「地球温暖化による気象災害」で検索したネットに、以下のような記事がありました。タイトルは『2024.11.11「それでも地球温暖化は進む。気象災害での死者は 57 万人以上（20 年に及ぶ気象変動の爪痕）」』です。

2004 年以降に最も人的被害が大きかった熱波、暴風雨、洪水などの 10 件の気象災害で、少なくとも 57 万人の命が奪われたとしています。最も多くの死者を出したのは、2011 年に東アフリカの、アフリカの角と呼ばれる地域にあるソマリアの干ばつで、25 万人以上が亡くなり、次いで 2008 年のミャンマーを直撃したサイクロン「ナルギス」で、死者は 13 万 8,336 人にのぼりました。熱帯暴風雨は、2007 年にはバングラデシュで、2013 年にはフィリピンで多くの死者を出しました。

ヨーロッパはエアコンが普及していないことから、熱波による被害が相次いでいます。2010 年にはロシアで 5 万 5 千人以上、2015 年にはフランスで 3 千人以上、2022 年はヨーロッパの広い範囲で 5 万 3 千人以上、翌 2023 年は 3 万 7 千人以上が気候変動による激しさを増した熱波の犠牲になりました。

豪雨による洪水も大きな被害を発生させています。2013 年インドにおける豪雨で 6 千人超が死亡しました。2023 年リビアで発生した洪水では 1 万 2 千人以上が命を奪われました。豪雨によってダムが崩壊し大洪水が起こったのです。この記事では、この 57 万人は気象災害が原因で亡くなったとし、現在の気温上昇、産業革命から約 1.3 度上昇のレベルでも異常気象がいかに危険か、そして温室効果ガス排出量削減の緊急性は明らかであると述べています。

日本でも、温暖化による気温上昇、近海の海面水温の上昇により、猛暑日や大雨が増加し、特に台風以外の豪雨の約 6 割が線状降水帯と呼ばれる局地的な集中豪雨で、これが大きな災害を引き起こしています。

2012 年 7 月の九州北部豪雨では熊本県阿蘇で 72 時間雨量で 800mm、2013 年 8 月の秋田・岩手豪雨では大館市と北秋田市で 3 時間雨量で約 300mm、2015 年 9 月の関東・東北豪雨では、栃木県各所で 24 時間降雨量で 550～650mm、その後も 2017 年 7 月の九州北部豪雨、2018 年 7 月の西日本豪雨、2020 年 7 月には熊本県を中心に九州や中部地方の各地で 72 時間雨量で 640～750mm の、いずれも線状降水帯による記録的な豪雨が続き、大きな災害が発生しています。

2016 年の 8 月の後半、3 つの台風が日本に上陸しました。7 号、11 号、9 号台風は、8 月 16 日～22 日にかけて関東・東北の太平洋沿岸を北上し、17 日、21 日、23 日と立て続けに北海道に上陸し、縦断しました。

そして 4 つ目の 10 号は、8 月 19 日に八丈島で発生し、一旦南西に下がった後、26 日南大東島付近で反転し向きを北東に変えて北上するという迷走台風で、やっと 30 日になって岩手県大船渡市付近に上陸し、青森県を日本海に抜けて温帯低気圧に変わるという、異例づくめの台風の夏となりました。北海道に 3 つの台風が上陸したこと、また 4 つ目の台風が東北地方太平洋側に上陸したことは、気象庁が 1951 年に統計を開始して以来、初めてのことでした。

この 4 つの台風の影響で、東日本～北日本を中心に大雨や暴風となり、半月の総降水量は、北海道上士幌町ぬかびら温泉郷で 858mm、静岡県天城山では 812.5mm、福島県福島市では 777.5mm、埼玉県秩父市では 683.5mm など、また関東や北日本、東北で総降水量 600mm を超える大雨となった所や、1 時間 80mm の猛烈な雨を観測した所があったとしています。

また、統計期間が 10 年以上の観測地点で、観測史上 1 位の降水量値が続出し、最大 1 時間降水量で 25 地点、最大 3 時間降水量で 44 地点、最大 24 時間降水量で 8 地点、最大 48 時間降水量で 6 地点、最大 72 時間降水量で 19 地点が 1 位を更新したということです。

この台風 10 号が上陸した岩手県では、岩泉町で統計開始以来最大数の 1 時間降雨量 70.5mm で小本川が氾濫し、洪水が近くの高齢者グループホーム施設を襲い、入所者 9 名が死亡するという、まだ記憶に新しい痛ましい洪水災害がありました。

過去にこれほどの大雨・洪水を経験してこなかったことから、堤防らしい堤防が無かったためなどで、この岩泉水害で被害は死者 26 名、行方不明者 3 名、負傷者 14 名とされています。

更に、今年の元旦、マグニチュード 7.6 の地震と直後に発生した大津波に見舞われ、令和 6 年 10 月 29 日現在で、死者・行方不明者 415 人、重軽傷者 1,341 人、建物等全壊・半壊が 3 万棟、浸水被害等 10 万 6 千棟などの被害を受けた能登半島が、その復興途上のこの 9 月 21 日、台風 14 号から変わった温帯低気圧及び秋雨

前線、線状降水帯などで記録的な豪雨に見舞われ、石川県では計 27 河川が氾濫し多くの住宅が水に浸かりました。10月25日現在で死者 15 人を含む人的被害 62 人、全半壊他の住家被害 1,567 棟などが発生しています。

今年の 11 月 11 日、アゼルバイジャンでは、国連気候変動枠組み条約第 29 回締約国会議、締約国数は 198 か国、COP29 が開かれています。気候変動は人類共通の危機であり、世界は結束して立ち向かわなければならないからです。

しかし、取り巻く環境は、プーチンの戦争、イスラエルのガザでの戦争などが続いており、更には 11 月 7 日に再選されたアメリカのトランプ元大統領は、第 1 次政権時にパリ協定から離脱し、バイデン政権で再加盟するも今回更に再離脱を唱えており、国内の化石燃料の採掘に全力を挙げる方針で「掘って、掘って、掘りまくれ」と訴えていると伝わり、国際協調が揺らいでいると報道されています。

世界では 3 年前の会議で、平均気温を目標の産業革命前に比べ 1.5 度上昇に抑えるとの国際合意が進んでいますが、達成は非常に困難で地球温暖化は今後ますます進むことになり、温暖化による異常気象の発生は増えていくことを前提に対策を進めていくべきでしょう。

私は階上町の海岸沿いの追越地区で生まれ、東京在住の 5 年間を除いた 65 年間で階上町で過ごして現在にいたっていますが、その間に、町内において相当数の人的被害を伴うような大きな災害に遭遇した記憶がありません。もちろん台風や豪雨や大雪等はあったと思いますが、個々の被害はあっても甚大な災害の記憶はないのです。

また、少し話は横道に入ります。自然災害としての地震と津波についてです。私も、8 歳のときにチリ地震津波、高 1 のときに十勝沖地震、42 歳のときに三陸はるか沖地震、退職後に東日本大震災を階上町と八戸市で経験しました。幸いにも我が家では何れの地震でも茶碗一つ壊れませんでした。

東日本大震災においては、階上町でも沿岸の民家や漁業関係施設や船舶等には大きな被害がありましたが、人的被害がなかったのは不幸中の幸いと考えます。岩手県や宮城県の各自治体、特に沿岸自治体の地震と津波の被害の大きさを知るほど、私は階上町生まれで良かったと思いました。僅か 70 年ほどのかつ微小な一個人の不確実な記憶ではありますが、異常気象による洪水などの災害や、地震津波の被害の情報を見たり聞いたりする度に、つくづく、私は階上町生まれで良かったと思うのです。

私は、営業や施工監理の仕事で、県内は津軽や下北、岩手県、秋田県、宮城県に車で出かけていました。出先で見る連なった急峻な山々や火山、広々とした水田地帯や大きな川や温泉や湖は我が町にはありませんが、階上岳から太平洋まで優しい

自然があり、冬などは寒さや大雪や吹雪の中を走って、周辺の何処よりも雪が少なく暖かい階上に帰ってくる度に、ホッとしたものです。

私は、階上町は八甲田山によってシベリアからの寒風や大雪から、階上岳によって大きな河の氾濫から守られているのではないかと本気で思っています。階上岳は全山花崗岩でできていると言われます。岳から太平洋までの階上町内は、土地も締まって安定した強い地盤ではないかと、勝手に思っています。

そして、階上には地球温暖化が進んでも、大災害は起こらないのではないかと考えるのです。いや、思いたいのです。小さくても優しくても川はあり、山坂があり、田畑や平地があり、市街地があります。地球温暖化は進み、階上町にも容赦なく気象災害は襲ってきます。今から必要な備えを講じて、この町を災害から守っていく必要があるのです。

この7月30日に田代・晴山沢において14時から5時間余りで159mmの局地的な雨が降りました。時間最大雨量67mmという豪雨でした。長芋の被害や農地・農業用施設、道路、河川、林道などの約2,500万円程度の被害があったと報告されています。今後は、このような局地的な豪雨は多くなり、かつ降雨強度も降雨量も増え、豪雨の頻度も多くなると考えられます。

そこで、お聞きします。

1つ、地球温暖化による気象災害について、当面、階上町で想定される災害とその対策について、お考えをお持ちであればお聞かせください。

2つ、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減対策について、階上町で既に実施している施策、今後検討している施策などがありましたら、お聞かせください。

次に、本年6月議会において取り上げた人口減少問題・少子化対策について質問します。

階上町の人口は平成12年度のピークの15,618人から令和5年度までの23年間の実績で町内人口が約3千人減少しています。この状況は階上町人口ビジョン、令和元年度改訂版による人口推計値とほぼ重なっています。このまま進んでいけば37年後の2060年の階上町人口は、概ね6千人程度にまで減少すると予想されているのです。この人口減少を止め、増やす方法はないのでしょうか。

町の人口の維持・増加は、自然動態においては、若い人は結婚し子供を持ち、その結果、合計特殊出生率が2.07を下回らないこと。その上で社会動態においての人口移動の収支がとれていることが絶対条件になります。現状、2023年の青森県合計特殊出生率は1.23と過去最低を更新中であり、青森県も町も少子化対策を最重要課題とし、県では合計特殊出生率2.0以上を目指して取り組んでいるところです。

最近の傾向として、結婚を望まない若者が増加し、また結婚しても子供を持たない若者の増加が大きな原因となっているのです。6月議会でも述べましたが、男尊女卑の封建的な意識が解消されない社会のジェンダーギャップが、女性にとっての子供を持つことを選ばない大きな原因でしょう。今年の夏まで朝ドラ「虎に翼」で見た男女間格差の意識です。政治が社会の意識改革をすべきですが、未だ困難な状況にあると感じます。

社会動態については、出生した若い世代の全員が地元に残ることができず、転出者を補う転入者確保の方法に、1、Uターン、2、Iターン、3、Jターンの3つのタイプがあり、1では、就学や就職で一旦都会に出た人が地元に戻って家業の跡継ぎや就職や再就職をする。また、退職して地元に戻ってくる。2では、都会の人が農業がしたい、田舎で暮らしたいなどと移住する。3では、地元の田舎ではないが、帰って町に住むこと、などでしょう。

そして、実現には必要な条件には、農林漁業や商工業などの継ぐ家業があること。就職できる会社などの働く場所があること。帰って住みたいと思える町、住み続けたいと思える町であること。魅力的な町だと思える町であること。そして、生きていくために必要な災害のない安全な町であることでしょう。

住む家があり、生活ができる経済力を持ち、子供を育てやすい環境、交通や医療や商店街など、生活に便利な環境を整えた町であることが必要です。これらの条件を階上町に当てはめてみた場合、決定的に足りないものがあり、それは働く場所であると考えます。それは階上町人口ビジョンの人口移動の資料にも明確に表れており、転出者は20～29歳の都会へ就学や就職で出る若い人が多く、転入より転出が、流入より流出が多く、八戸市などへ働きに出ていることが分かります。

階上町の人口減少対策は、町に足りないものである働く場所となる工場や企業誘致を進めることが最も有効と思われるのです。工場用地を確保し、あわせて従業員が住む住宅用地も必要になると考えます。

また、一方で階上町は22万都市八戸市に隣接した、自然豊かな海と山のある災害のない安全で安心な町です。交通網もJR、国道、県道、高速道路があり便利です。

一時は八戸の郊外のベッドタウンとして新興住宅地ができ、人口増加が進んだ時期がありました。現状でも市内より地価は安く、広々としており、地の利を生かしたまちづくりができないかと考えています。

そこでお聞きします。

1つ、八戸市に近い町内の安全で安心な階上の自然豊かな場所で、ゆったりと広々と自然に囲まれて暮らしたい、そんな欲求を持つ市民をターゲットにした住宅地を造成する計画を検討してみるお考えはありませんか。

2つ、また、八戸市の郊外となる階上町にエンターテインメントモールの誘致を検討してみるお考えはありませんか。

八戸市の北側おいらせ町にあるイオンモールは、八戸市はもちろん、十和田市、三沢市の集客が見込める交通の便の良い場所で、階上町の住民である私も家族で出かけますが、いつも駐車場が一杯の印象があります。大きな中核市には市の両側の郊外2か所に大型のエンターテインメントモールがあるように思います。

おいらせ町は特殊合計出生率が県でトップですが、その理由の一つにイオンモールの存在があるのではないかと考えています。階上町はおいらせ町の反対側の郊外であり、八戸市の南側住民には階上町は、おいらせ町に行くより便利ではないでしょうか。

また、三陸復興道路により隣接の岩手県、県北の沿岸自治体から集客が見込める場所ではないかと考えます。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。〔中島議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、中島議員のご質問にお答えします。

1つ目の地球温暖化による気象災害についての件であります。始めに、1点目の地球温暖化により想定される災害と対策についてであります。議員ご案内のとおり、昨今は地球温暖化の影響により、世界中で、これまでに経験したことのない異常気象による災害が発生しており、多くの被害が出ております。

町においても、今年7月30日に発生した局地的な大雨によって、道路や農地などに多大な被害を受けたところであります。

町では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災に関し、必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的として、階上町地域防災計画を策定し、その目的の達成に努めているところであります。

議員ご質問の想定される災害については、この計画の中に記載しており、1つ目は台風による災害、2つ目は高潮による災害、3つ目は河川の氾濫による災害、4つ目は集中豪雨等異常降雨による災害、5つ目は豪雪による災害、6つ目は海上、航空、

鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害、7つ目はその他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害となっております。

これらの対策につきましては、日頃から防災訓練や避難訓練、災害時に必要な物資の備蓄や災害ハザードマップの作成などのソフト面での対策や、各種施設の整備と防災構造化など、ハード面での対策を図ることとしております。

地球温暖化による災害は、今後も経験したことの無い規模で発生することが予想されるため、その都度、新たな情報を基に、検討、修正を加えながら、迅速かつ的確に対処してまいります。

また、災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保していくためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であると考えておりますので、今後とも地域住民、企業、団体との連携を図りながら更なる防災・減災に努めてまいります。

次に、2点目の温室効果ガス削減のために実施している施策、検討している施策についてであります。現在、町では既存住宅の省エネ性能などを向上させるために行う、改修や建替え工事に要する経費につきまして、階上町安全安心住宅リフォーム促進支援事業により、補助金を交付しております。

省エネ性能を向上させるための改修内容としましては、町内業者の施工に限られますが、住宅全体や窓などの断熱改修、暖冷房設備、給湯設備や太陽光発電システムなど、一定の性能基準を満たす改修を対象としており、このような改修費用の助成を行うことにより、CO₂排出削減につながるものと考えております。

また、町では温暖化対策法に基づき、平成21年に階上町環境保全率先行動計画を策定し、令和2年に改定した第3次行動計画に基づき、目標を掲げ検証を行いながら、事務事業により発生する温室効果ガス排出量の削減に努めているところであります。

また、今年度からは、夏場の軽装による冷房節約に加えて、冬場の暖かい服装による暖房節約を実施することとして、服装を調整することで庁舎内の電力の省エネ対策の一助としているところです。

そのほか、県が毎年実施しておりますスマートムーブ通勤月間へ団体登録し、エコドライブ通勤に挑戦したり、近い場所へは徒歩や自転車で行動するなど、職員自らCO₂排出削減に向けた行動を実践しております。

今後につきましても、温室効果ガスの削減のための一つの取組として、階上町安全安心住宅リフォーム促進支援事業を継続しながら、一人一人ができる行動をとることで、CO₂排出削減に努めてまいります。

次に、2 つ目の人口減少問題・少子化対策についての件であります。議員ご案内のとおり、人口減少・少子化は全国的な課題であり、この課題解決に向けて、青森県においては合計特殊出生率 2.0 以上を目指しており、本町においても子育て支援として青森県の交付金を活用し、0～2 歳児の保育料無償化と 3～5 歳児の給食費助成を 10 月から新たに実施しているところであります。

また、定住対策として階上町に U ターンなどして就職される方々への、いきいきあったか階上移住計画支援事業や、町奨学金を返済する方への、奨学生ふるさと定住促進補助金交付事業などを実施しており、今後もこれらの事業を継続的に実施しながら、人口減少や少子化という大きな課題に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、1 点目の八戸市に近い町内の安全安心な自然豊かな場所に住宅地を造成する計画を検討してみる考えはあるかについてであります。本町ではこれまで 2 度、住宅団地の造成事業に取り組んでおります。

1 度目は、昭和 58 年に旧道仏中学校跡地を宅地として 35 区画を分譲した駅前中央団地ですが、その区画の一部を町営住宅の榊山団地の敷地に活用したり、販売促進のため 1 平米当たりの単価を下げるなどの取組を行い、本年 4 月に全区画を分譲することができました。

2 度目は、平成 10 年に鳥屋部地区に 53 区画を分譲した大鶴音団地ですが、平成 12 年 3 月に全区画を分譲することができました。

これまでの 2 度の住宅団地造成事業の結果、定住人口増につながったことは大変効果のあった事業であったと評価できるものの、駅前中央団地は、造成してから 40 年近くかけて分譲完了となったことなどから、その時代における価格設定の重要性や、整備する場所の将来的な立地性も検討していくことが必要であると感じたところでもあります。

現在、本町では行政による宅地分譲は実施しておりませんが、不動産会社による積極的な宅地分譲が行われている状況にあり、とりわけ、耳ヶ吠地区においては、小中学校周辺での新築住宅建築が盛んに行われている状況が見て取れます。

議員ご提案の安全安心な自然豊かな場所に住宅地を造成する計画の検討につきましては、民間による宅地開発が現在行われ、継続的に新築住宅が建築されておりますので、町としましては、宅地開発を行う民間事業者には、開発のルールに沿った適切な開発の促進をお願いしながら、新築住宅に対して助成する事業である、はしかみ移住定住新築応援プロジェクト事業を、来年度以降についても継続・拡充する方針として新築住宅建築の後押しを行い、現在の住宅地形成の流れを維持してまいりたいと考えております。

2点目の町内にエンターテインメントモールの誘致を検討してみる考えはあるのかの件でございますが、議員ご案内のとおり、おいらせ町にはイオンモール下田があり、大変集客力のある施設で、八戸市や三沢市などからも訪れる方は多いと思われますし、買い物や食事だけでなく、映画館やボウリング場も併設されており、お客様の滞在時間の長い施設であります。

その結果、その施設が挙げる販売に伴う経済効果や就職などの雇用効果、更に集客によって他の店舗が集まる相乗効果が得られ、その地域に大きな成果をもたらしていると思われます。

また、その成果の中には、議員ご案内の人口減少を抑制する効果もあると思われます。おそらく全国の多くの自治体では自分の町にショッピングモールが整備されることを期待していると思いますし、本町もそのように期待するところでありますが、大型ショッピングモールの整備は、その企業の事情や判断が当然ありますので、町は受け身にならざるを得ないものと考えております。本町に進出する企業が今後あるのであれば、積極的にその企業に関与しながら、お手伝いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○3番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3番、中島孝一君。

○3番（中島孝一君） はい。〔中島議員起立〕

3番、中島孝一です。ご答弁ありがとうございます。

町が総合的かつ詳細に災害対策等を検討され、実施されていることを心強く思っております。ありがとうございます。

地球温暖化による気象災害について4点ほど追加質問をいたします。

1、階上町を流れる河川は、田代から流れる松館川とその支流の御堂川。赤保内から八戸の金浜に流れる大渡川。荒谷と大蛇を流れる松森川と大蛇川。荒谷と榊を流れる榊川と藤沢川。赤保内から流れる道仏川。道仏から小舟渡を流れる廿一川の6系統と思います。

今後、地球温暖化により、局地的な豪雨や線状降水帯が発生した場合を考慮し、危険な下流地域や、補強や改修が必要な場所等の調査研究を進めるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

2、階上町にはハザードマップを作成している防災重点農業用ため池が4か所あり、鳥屋部の境窪ため池、赤羽内の田端ため池と下流の小沼ため池、追越の濱久保ため池がそれに当たります。河川と同様に、今後危険な下流地域や、補強や改修が必要な場所等の調査研究を進めるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

3、町内には排水側溝が未整備の地域や、古い側溝で今後の異常気象で能力が不足すると思われる側溝、上流域の排水溝は整備したが、下流の古い側溝の改修が進んでいないケースなどが見られます。積極的に改修を進めるべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

4、異常気象の熱波、猛暑による熱中症の被害が各地で発生しています。町は今年度、猛暑対策として、集会所や交流館、ハートフルプラザ等にクーラー設備の設置工事を実施しましたが、まだ未整備の施設が数か所残っております。これらの施設に対する対策について計画をお聞かせください。

以上、よろしくお願いします。〔中島議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

私からは河川及び防災重点農業用ため池の危険な下流域や、補強改修が必要な箇所の調査、排水側溝の整備箇所改修の件についてお答えいたします。

まず、豪雨災害対策における河川の改修として、平成25年度に、道仏川の護岸嵩上げ工事や令和3年度、4年度には、国の緊急浚渫推進事業債を活用し、土砂浚渫による河川の河道断面を確保するため、道仏川、田代川、網内川の浚渫工事を進めてまいりました。

今年7月に町道や林道、農地等の被害をもたらしました、時間最大67mm、総雨量159mmの田代・晴山沢地区における局地的大雨において、この工事を行いました河川においては、被害がなく、浚渫工事が大雨被害の大家大雨災害の未然防止につながったものと考えております。

また、議員ご案内のとおり、防災重点農業用ため池については、ハザードマップを作成し、ため池が決壊した際の浸水想定区域の調査と周知を行っております。

令和３年３月には、青森県において防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画を定め、ソフト面とハード面を組み合わせた防災減災対策を市町村とともに計画的に講じることとしております。

また、防災重点農業用ため池のうち、町所有となっております田端ため池につきましては、大雨時、堆積土砂が起因する貯水量減少による停滞決壊等の被害を防止するため、昨年度、浚渫工事を行っております。

排水側溝の整備につきましては、町に寄せられました苦情や各地区の協働のまちづくり計画、緊急度をもとに、これまで整備してきております。

今後につきましては、河川やため池、側溝等の整備が必要な箇所の現地調査を引き続き行いながら、緊急度により優先順位を整理し、必要な対策や整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、私からは４点目のクーラー設備の未整備の施設に対する計画についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、令和６年度におきまして、住民集会所、ハートフルプラザ・はしかみ、石鉢ふれあい交流館において、会議室などにエアコンを整備する事業を実施しております。

一方、未整備の集会施設としましては、わっせ交流センター、金山沢水郷館、道仏公民館、道仏交流センターの会議室などとなっております。

熱中症対策として、クーラーが有効であることから、エアコン未整備の集会施設につきましては、早期に整備する方向性で考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○３番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、３番、中島孝一君。

○３番（中島孝一君） はい。〔中島議員起立〕

ご答弁ありがとうございました。

階上町は、北東北の太平洋側地域にあって、海岸に養殖等の可能な大きな湾や、水田地帯の大きな河川と平野、温泉のある山岳地などはなく、自然から受ける経済的恩恵は多くありませんが、反面、それは優しい自然があり、自然災害が非常に少なく安全で安心な町であるという大きな長所になると確信しています。そのことは、人が住み穏やかに生活できる場所として、伸びやかに子供を育てる場所として大きな利点ではないでしょうか。

また、商工業の工場や商業施設の立地場所としても、非常に災害リスクの少ない安心な場所と言えるのではないかと考えているところであります。何事も求めなければ与えられません。町を挙げて求め続けたいものであります。

ご検討いただきたくお願いして、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。ご回答は結構でございます。〔中島議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で3番、中島孝一君の質問を終わります。

2番、渡部高明君の質問を許します。

○2番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、渡部高明君。

○2番（渡部高明君） はい、2番、渡部高明です。〔渡部議員登壇〕

2番、渡部高明です。今年も、はや12月、師走となりました。町民の皆様や町長を始め、役場職員の皆様、そして議会の諸先生方にもお世話になったことへの感謝を申し上げ、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私は議員の当選以来、これまで3回、一般質問させていただきました。1回目はコミュニティ形成としての集会所のあり方、町の観光の産業化についてです。2回目は町の公共交通のあり方としてのコミュニティバスの現状とデマンド交通の導入についてでした。3回目は町民、とりわけ子供や高齢者が憩える公園整備の現状と町の景観向上のための景観条例について伺いました。

そして階上町を日本一の家庭菜園の町にできないかとの提言もさせていただきました。これらのことは、安心・安全の住環境を整備するためには必要不可欠のことです。是非、町の施策として前進させていただきたい事柄です。

しかし、そのことを活力をもって進めるには、何といたっても子供や高齢の方を支える現役世代のお父さん、お母さんの働く場所の確保と、そのための積極的な企業

誘致が行政として必要ではないでしょうか。産業の発展なくして、町の豊かな未来は描けないと思います。

そこで伺いたいのは、今回、2つの質問です。一つは階上町の企業と雇用の活性化についてです。もう一つは階上町の都市構想についてです。

まず、階上町の企業と雇用の活性化についてです。

第1に階上町の誘致企業の数と雇用の現状を伺います。

そして、第2に誘致企業と町内雇用増への町の取組をお伺いします。

次に、いよいよ町政の本丸に近づく質問であると考えておりますが、荒谷町長は階上町をどのような町にしていきたいのか、階上町の都市構想についてのことです。

来年度以降、新たな第5次後期総合計画策定の時期かと思えます。隣接の八戸市も新市長の1期目を振り返り、新たな構想・施策を出してきております。荒谷町長も町のリーダーとしてどのような都市構想をお持ちなのかお伺いします。

その中で、町内のインターチェンジ付近の企業団地の構想はいかがでしょうか。三沢市内への大手コールセンターの誘致が最近報じられておりましたが、階上町も積極的な企業の誘致と働く場所の確保、そのための積極的な投資を考えていただきたいと思えます。

都市構想に関連しますので、隣接の八戸市の近代化の変遷を簡単に申し上げたいと思えます。

八戸市は2万石の城下町が浜通りの町村と合併し、1929年、昭和4年に誕生しました。飢饉が続いた北奥羽の厳しい風土の中、稲作に代わる畑作や牧畜を起こし、海の漁場に活路を見い出し、戦前から臨海工業地帯を構想し、産業都市を目指しました。その後も漁港都市・工業都市を発展させ、国立高専や大学も開設してきました。

バブル崩壊の中でも、インテリジェントプラザやハイテクパーク、更には国際貿易港を目指すなど、行政のリーダーは、地域のポテンシャルを生かし、地域課題を踏まえ、市政をリードしてきたのです。今は漁業の再生、中心街の街作りや文化芸術スポーツにも力を入れていると思われます。

階上町においても、そのような時代、地域課題に合わせた町長のリーダーシップと都市構想が是非必要ではないかと存じます。

また、先ほど三沢市へのコールセンターの誘致決定の話をしました。私の前職の秋田の大学の教員時代に、大学と短大を含めたキャリアセンター長を2年半ほど務めた経験があります。様々な企業が、毎日のように優秀な学生の採用のために訪ねてきました。その中で、コールセンターの社員募集が一番熱心だったように感じま

した。コールセンターは様々な分野がありますが、全国どこでも受けられる業務で、時間帯も様々ですので、主婦層のパート業務での募集も多いものです。

そのような熱心な企業を積極的に誘致し、町の活性化につなげてほしいと考えます。

繰り返し申し上げますが、産業の発展なくして町の明るい未来は描けません。是非、町長の具体的な考えの答弁をお願いしたいところです。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。〔渡部議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

渡部議員の質問の冒頭にありました。早いもので12月になりました。1年を総括・評価する時期でもあると思います。改めて議員同様、感謝申し上げながら、これまで、就任から3年が経過いたしますが、階上町の持続可能な繁栄のため、これまでも、これからも課題に関して、町民、議員の皆様とともに職員一同取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の階上町の企業と雇用の活性化についての件であります。始めに1点目の階上町の企業誘致の数と雇用の現状につきましては、本町では、地域経済の活性化と住民の生活基盤を支えるため、企業誘致を重要な施策の一つとして位置付けております。

企業誘致の実績については、平成3年度に県が誘致した製造業の企業を最後に長らく新たな誘致がありませんでしたが、令和4年度以降は毎年1社ずつ誘致しており、現在、町内には9社の誘致企業がございます。これらの企業は約500人の雇用を生み出しており、その大部分を町民が占めております。これにより、地域住民の雇用の受け皿として、一定の役割を果たしているものと認識しております。

次に、2点目の町の取組についてであります。本町では企業誘致の促進と地域雇用の拡大を目的に、様々な施策を展開しております。

具体的には、青森県の用地取得費の一部助成や施設整備への補助といった県立地支援金の提供に加え、町の企業誘致奨励金を交付することで、企業が進出しやすい環境づくりに取り組んでおります。

特に、町内インターチェンジ周辺エリアでは、交通アクセスの優位性を生かした誘致活動を推進しており、その成果として、先月には株式会社岩本電機の階上工場をはじめ、これまでに複数の企業が操業を開始しております。

また、地元人材の活用促進を図るため、階上町企業連絡協議会を通じて町内企業との連携を強化し、地域に根差した雇用機会の創出と拡大にも積極的に取り組んでおります。

2つ目の階上町の都市構想についての件であります、私が目指すまちづくりの方向性は、「夢 未来 創造 新しい時代を 皆さんと共に」の実現でございます。

この理念には、階上町の未来を担う子供達を始め、年齢や性別、障害の有無を問わず、全ての人が自分らしく豊かな人生を送り、活躍できる町をつくりたいという強い思いが込められています。住民一人一人が健康で豊かに暮らせる基盤の整備はもちろんのこと、次世代を担う若者や子育て世代が希望を持って生活できる環境づくりを進めてまいります。

そのためには、住環境や教育環境の整備、働きやすい場や子育てしやすい環境の充実を図るとともに、地域資源を最大限に活用し、新たな価値を創出する取組を推進してまいります。

住民の皆様が、この町に住んで良かったと心から感じられるふるさとづくりを目指し、引き続き全力を尽くしてまいります。

次に、議員ご提案のインターチェンジ付近の企業団地構想についてであります、本町はこれまで、調整区域を設けず、既存の空き地や未利用地の有効活用を優先し、企業の皆様にこれらの土地をご活用いただけるよう誘致活動を進めてまいりました。

しかしながら、本構想は本町の経済活性化の大きな起点となる可能性があること認識しており、今後は、該当エリアにおける企業誘致が可能となる土地利用計画や環境整備、国・県などの補助制度について、調査・研究を継続してまいります。

また、隣接する八戸市や三沢市の成功事例を参考にしながら、県などとの広域連携を更に強化し、競争力のある誘致施策を展開してまいります。

更に、今年度進めております第5次総合振興計画後期計画の策定においては、前期計画での課題を検証し、地域の持続可能な発展を念頭に、企業誘致を始め、教育、福祉、環境保全など多岐にわたる施策を盛り込み、町の魅力を最大限に引き出す、実現性・実効性の高い計画を目指してまいります。

最後に、企業誘致に関連して、積極的な投資のご提案についてであります、町財政とのバランスを十分に考慮しつつ、必要に応じて広域的な補助金や支援制度を積極的に活用し、効率的な取組を図ってまいります。

また、町の資源を最大限に活用した産業振興策を並行して実施し、地域経済の安定と成長の実現を目指してまいります。

以上でございます。〔町長降壇〕

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

町長のご答弁ありがとうございました。

まず、先ほどの町長答弁で、町内に 9 社の誘致企業があるとのことでしたが、これらの企業は県の誘致企業なのか、それとも町の誘致企業なのか、それぞれの企業数をお伺いします。

また、これらの誘致企業について、500 人の雇用を生み、その大部分を地元住民が占めているとのことでした。このように、誘致企業の町への貢献は、法人税の収益、関連産業の発展、雇用の創出、町民の所得増加、更には税金など非常に大きいと認識しております。

そこで、過去の県の誘致企業に関して、誘致の際に町がどのように関わったのかを簡単にご説明いただきたいと思います。

次に、インターチェンジ付近の優位性を生かし、先月、株式会社岩本電機の階上工場が操業を開始したとのことですが、その経緯についても教えてください。

また、町の誘致施策について、奨励金についての説明がありましたが、具体的な内容について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

2 つ目の都市構想についてでございますが、国としても地方創生に関して、環境未来都市構想、デジタル田園都市構想など様々な施策を考えておるようです。そこで町長の目指す都市構想についてお伺いしましたが、少し抽象的で総花的な感じもしております。

先の町長答弁で触れられた第 5 次前期総合計画の中で、私が提案したインターチェンジ付近の企業団地構想に対して、本構想は、本町の経済活性化の大きな起点となる可能性があるとの見解が示されました。すぐの実現は難しいと思いますが、今後の積極的な調査研究をお願いしたいと思います。企業の進出は町の発展に欠かせない要素であると考えます。

最後に、県や自治体との広域連携についてですが、競争力のある誘致施策を展開していくに当たり、具体的にどのような組織を活用し、どのような形で連携を進めていくのか、ご説明をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。〔渡部議員着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

始めに、県の誘致企業と町の誘致企業のそれぞれの企業数についての件でございますが、県の誘致企業は４社、町の誘致企業は５社となっております。

次に、過去の県誘致企業に関して、誘致の際に町がどのように関わったのかについてご説明いたします。

平成３年度に誘致した株式会社ダイヤレックスを例にお話しいたします。

まず、平成３年には土地調査や用地造成費の積算、県との調整を行い、事業者からの土地買入れ申込みや契約手続の支援を進めました。平成４年には、工場立地に関する基本協定書をダイヤレックスの前身である三菱電線工業と県及び町で締結し、林地開発の協議や必要資料の提供を行うとともに、電柱移転などの工事調整も実施しました。

その後、平成５年には誘致企業工場建設についての説明会や新築工事式典を開催し、地元雇用の促進を図るため、町として就職希望者名簿を事業者に提供しました。そして、平成６年１月の操業開始時には、新工場見学会や披露パーティーを実施し、町として積極的に関与し、関係機関や事業者と連携しながら対応してまいりました。

次に、株式会社岩本電機階上工場の誘致経緯についてご説明いたします。

まず、令和４年８月に測量会社を通じまして、工場建設に関する相談を受け、同年１０月には土地を取得したとの情報を得ました。これを受けまして、県と町で直接同社を訪問し、その際、県及び町の企業誘致優遇制度の概要についてご説明させていただきました。その後、同社が県の補助対象企業の指定を受けられるよう、町として必要な支援を行いました。

令和５年６月には事業所開設に伴う基本協定を岩本電機株式会社と県及び町で締結し、同社は県と町の誘致企業として認定されました。更に今年１０月には盛大な竣

工式が開催され、先月からは新たに 7 名の正社員を採用し、操業を開始しております。

次に、町の奨励金の具体的な内容につきましては、町では誘致企業に対し、町税が課される初年度から 5 年間を限度として、固定資産税に相当する額を奨励金として交付しております。

最後に、県との広域連携につきましては、青森県企業誘致推進協議会のホームページでの企業紹介や、県東京事務所を通じた PR 活動に加え、県や連携中枢都市圏が主催するイベントへの参加を通じて、関係機関と連携しながら、企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

茨島課長さん、丁寧な分かりやすい説明をいただきました。ありがとうございます。

様々な施策を展開されているという理解が、一層進んだと私自身も思ってます。

ただいま説明した町誘致企業 9 社のうち、県の誘致企業が 4 社、町の誘致企業が 5 社との答弁でしたが、そのうち平成 3 年度に誘致した株式会社ダイヤレックスと、令和 5 年に誘致企業と認定された株式会社岩本電機階上工場の経過を説明いただきました。どちらも、土地調査や土地契約の支援や協定書の作成など、自治体が積極的に関わり企業誘致が図られたものだとして改めて認識しております。更に、奨励金の交付や就職希望者名簿の事業者への提供など、企業が階上町に来てよかったと、思えるような支援策を継続されることを期待します。

先日、岩本電機の岩本社長とお話する機会がありましたが、新しい工場なので、見学希望の会社が多いことや、従業員の 8 割以上が女子従業員なので、できるだけ地元から採用していきたい、行政・自治体が積極的に関わっていただけることがありがたいとの話でした。

階上町の隣接には八戸工業大学もあり、様々な技術支援が期待できます。是非、これらの階上町の優位性を生かして、行政としても今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、昨日のデーリー東北新聞ですが、このような記事がありました。

青森県の宮下宗一郎知事は 3 日の定例会見で GX。GX とはこれまでの化石燃料からクリーンエネルギーを中心にしたエネルギー転換を図り、社会システムを変革する取組のことですが、この『GX（グリーントランスフォーメーション）関連産業の誘致・振興策として今後取りまとめる「（仮称）グリーントランスフォーメーション青森」について、「来年度予算の目玉の一つとしたい」との意欲を示した』との記事です。若者の定着や還流に向けた雇用創出の面でも、推進の意義を強調したということの記事です。

階上町においてこそ、このような若者の定着・還流に向けた取組を期待いたします。

再度繰り返しになりますが、産業の発展なくして階上町の豊かな未来は描きにくいことを申し上げ、町の今後の取組姿勢をもう一度伺うことにいたしまして、以上で私の質問を終了いたします。〔渡部議員着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの町長答弁の繰り返しになりますが、今後も企業誘致の促進と地域雇用の拡大を目的に、継続的に施策を展開しつつ、町財政を考慮しながら、必要に応じて広域的な補助金や支援制度を活用し、効率的な取組を図ってまいります。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 2 番、渡部高明君の質問を終わります。

まだ 1 件残っておりますが、会議規則第 11 条の規定により、暫時休憩とします。再開は 13 時 30 分といたします。（休憩 11 時 51 分～13 時 30 分）

（再開）

○議長（長根岩夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番、大下修君の質問を許します。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。

〔大下議員登壇〕

7 番、大下修です。よろしくお願い申し上げます。

現在、階上町議会基本条例がパブリックコメントされています。階上町議会基本条例の前文を要約すると、公平公正を旨とし、町民に開かれた議会です。

全員協議会とは、地方自治法第 100 条第 12 項に定められています。定例議会とは異なり、法令に基づくものではなく、議案審議の説明や理事者からの施策等の説明を受けたり、意見を述べたりするところで、議長の裁量権、議事進行に従うことが一般的です。内容は一般的に議論と意見交換はありますが、結論のまとめや議事録の作成はありません。

全員協議会は大事な施策の経緯や目的、内容、意見を交換する場で、本会議の質疑や討論の前に施策を十分、理解・把握する上で重要です。

基本条例前文の開かれた議会の全員協議会は非公開です。新聞に掲載されている全員協議会の内容は取材によるものです。

階上町議会基本条例第 1 条の目的は、「議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会機能を強化し、町民の負託に応え、町民の福祉の向上及び町政の発展に寄与することを目的とする」です。この第 1 条の議会の活動原則、機能強化とは各委員会の活動や全員協議会、負託を受けた議員の質問権や調査権のある百条委員会などです。

また、町民の負託とは、町民から選挙で選ばれた議員が、町民の代表として町政施策をチェックし、町の意思決定を任されている重要な役割です。町民から意思決定を任されて 14 名の議員に質問権が与えられています。

この議会の機能を制限する記事が、今年の 9 月 14 日の新聞に「弘前市の市職員が質問制限」との見出しで掲載されていました。内容は、9 月議会本会議冒頭に議長が「一部の理事者から議員の質問を制限するような発言があったようだ。今後、このようなことがないように申し上げる」などと、市側に注意し、改善を求めたとありました。

議員の質問権は重いものであるし、弘前市の議長は適切な判断を行い、公の場で公表することで、透明性の確保と議長としての強い意思を表明したものです。

当町はどうでしょうか。私も何度か一部の理事者から質問の制限を経験しました。

また、令和５年６月議会へ一般質問の通告書を提出後に、議会運営委員会から庁舎３階に呼び出しを受け、通告書の質問の制限を１時間以上受けました。その場には議長と議会運営委員会の４名と、事務局２名の７名の方がおられました。

議会は最終的に多数決です。一般に多数派工作が行われるのが、政党や派閥会派です。派閥会派を否定するものではございません。全てとは言いませんが、グループや個人で主義主張、考え方に相違があるからです。

多数決を確保するために、交渉取引を行うことがあります。利権争い、既得権益を守ることなど、国民・市民の利益より、政党や派閥、既得権益者、支援者の利益を優先することもあります。

公平公正は人それぞれですから、倫理や正義とは程遠いものがあります。多数決と公平公正は一致しません。世の中は正義が必ず勝つわけでもありません。真実が明らかになるものでもありません。警察も検察も裁判官も人間です。だから冤罪がなくなる。独裁国家を見れば明らかなことです。

民主主義の基本は多数決です。多数決で議会の意思を決定します。

日本の政治の歴史を見ていくと、国は小さく、皇室が政治を行い、民・国民の貧困差を憂いていた時代、常に民・国民に寄り添い、国づくりを行ってまいりました。今でも皇室は国民の安寧を祈り続け、国民に寄り添う行動をしています。飛鳥・奈良時代になると、政治は権力、お金と暴力、武力になり、蘇我氏や平安の藤原氏が外戚政治を行うようになりました。

平安末期に、平安貴族が穢れと称して武力を放棄したことから、源平の戦い、平清盛、源頼朝と武家の時代が始まりました。明治に入り、新政府は政治を行い、そこには新しい国づくりの志があり、武士道がありました。当町においても、明治生まれの政治家には志がありました。今の日本の政治を見ると、武士道はどこへ行ったのか憂いてしまいます。

一般的に公務員は公僕と言えます。公僕とは、公共、公のために奉仕する人ということです。議会や理事者、職員は公共のために奉仕する仕事です。私は議会が正しく機能すれば、理事者、執行部も適切な正しい施策を行い、議会が変われば理事者が変わる。理事者が変われば町が変わる。これが正しい二代表制であると信じています。

私の質問は、条例や数字の質問で非常に分かりにくいと思います。口頭の説明が国会のようにボードやパネルで分かりやすく表にしたものをお見せすることは良いのですが、そのようなパネルを議場に持ち込むことは、当町では禁止されています。１０年前からパネルの持ち込みをお願いしているのですが、未だに叶っておりません。

傍聴者の皆さんには、質問用紙も配られていないので、雰囲気でご理解していただくしかありません。

しかし、階上町議会もゆっくりですが、確実に前進していることを申し上げて、質問に入らせていただきます。

始めに、固定資産税と不動産鑑定について伺います。

令和 5 年度の固定資産税の収入済額は 4 億 8,199 万 2,362 円、階上町が自由に使えるお金、町税 11 億 4,633 万 828 円の 42.1%、約半分です。固定資産税は土地と家屋と償却資産の三つです。今回は、土地の固定資産税について伺います。

宅地の固定資産税を算定する基準となる固定資産税評価額は、3 年に一度評価替えが行われ、令和 5 年に不動産鑑定を行い、令和 6 年度が評価替えの年度で評価替えした評価額で、税率等を計算して町民に納税通知書が届けられています。

国の公示価格は、公平性を確保するために 2 人以上の不動産鑑定士が評価します。国、県が公表する公示価格は、平米当たりの価格で、階上町の 5 地点を公表しています。

当町の宅地の固定資産税徴収のための不動産鑑定の目的は、固定資産税標準宅地の適正な時価を求めるための基礎資料と謳っていて、76 地点の平米当たりの価格を提示しています。これを基に、周辺の小技でグループ分けを行い、土地価格を評価して、宅地の固定資産税を徴収しています。

固定資産税標準宅地の適正な時価を求めるための基礎資料を達成するために、鑑定方法及び平米当たりの鑑定評価額の妥当性についてご説明をお願いいたします。

公示価格は、一般的に土地取引の目安になることや公共用地取得価格算定の基礎とされています。しかし、当町は公共用地の売買に新たに不動産鑑定を行い、その鑑定評価額に基づいて売買を行っています。公共用地の売買に新たに不動産鑑定を実施する理由を伺います。法的根拠があれば答弁をお願いします。

売買目的の不動産鑑定の方法は、取引事例比較法を適用しています。取引事例比較法は多くのサンプル事例から鑑定する物件に、似たような類似した 4 件ないし 5 件を抽出することがポイントです。特に地方の当町では、土地の取引は活発ではありません。

取引の少ない地方において参考となる価格は、公的機関の公示価格が基本と考えますが、不動産鑑定の鑑定方法の取引事例比較法が、当町のような土地取引が少ない地方においても、適切な鑑定方法である妥当性を伺います。

ハートフルプラザ・はしかみ、小舟渡集会所、道仏小学校の駐車場や旧大蛇、小舟渡小学校の土地の不動産鑑定を実施して、売買譲渡を決めました。旧大蛇小学校の土地の価格は 3 年ごとの見直しを行う課税標準額、令和 2 年の浜久保 14 番当た

りの価格、平米 5,750 円と、小学校閉校に伴う不動産鑑定結果の令和 3 年の不動産鑑定価格、平米 1,330 円と、土地の価格が大きく異なります。

課税標準額の 4 分の 1 の価格です。土地の価値としてどちらが適切であるのか。どちらも適切なのか。町の見解を伺います。

取引事例法は、土地の登記上の地目と現状の地目が異なる場合は、現状の地目を優先しています。また、小舟渡集会所の不動産鑑定の項目の中に、対象不動産が農家住宅等の利用が見込まれる土地と判断されることから、当町の宅地化の可能性を有する宅地見込地域と判定したとして、登記上は、田んぼ、田ですが、現状を畑としながら畑（宅地見込地）としています。

現状を畑（宅地見込地）と現状の地目を 2 つに分けています。幹線道路から 2m ～3m ほど下がった田んぼが宅地とは、いささか解せません。不動産鑑定において現状と見込地とを分けて評価することの妥当性についても伺います。

例えば、この 2 つに分けることを不動産鑑定士によっては、公平公正の観点を損なうと判断する不動産鑑定士もあると推察しますが、公的機関の土地取引を不動産鑑定士 1 名で鑑定しても妥当なものなのか、見解を伺います。

次に、公益通報について伺います。

報道によると、警察官や自衛官、消防署員など公務員の不正やハラスメント報道が散見されます。また、地位を濫用した通報の隠蔽やわいせつな行為など公益通報のあり方が大きく問われています。監督官庁の消費者庁もルールの見直しを検討しているようです。

職場の法令違反、不正を発見し通報することは、被害の拡大、不正の防止で組織、役場を守ることとともに、職員を守ることにもなります。階上町職員等の公益通報に関する規程は、平成 19 年 8 月 13 日に施行されています。この規程の第 1 条の目的は「公益通報者の保護と、町政運営の公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする」です。今までに 17 年間に通報窓口に通報・相談された方の件数を伺います。

また、第 1 条の目的を逸脱した事例はなかったのか伺います。

第 2 条は、「公益通報する対象者は職員及び指定管理者の役員及び従業員」と定義付けされています。若干の方から伺いましたが、公益通報制度の周知が、職員や指定管理者、受託や請負業者に周知徹底されていないようです。公益通報制度が周知徹底されているのか、周知の方法、ご所見を伺います。

第 3 条では、「通報者は、町長に対して、電子メール又は封書により原則実名で公益通報を行うものとする」ですが、様式がないようです。町長への公益通報の受付

を行うのに、総務課の担当職員は、町長宛の封書が公益通報であることをどのように確認するのでしょうか。

また、第4条では、「通報者は、確実な資料に基づき誠実に行い、調査に協力しなければならない」としています。第5条は、「情報の漏洩通報者の不利益」です。当町の通報者の保護守秘義務等の周知方法の確認をどのように行っているのか伺います。

第6条は、「町長への公益通報の受付、調査を行うために、総務課に調査担当職員を置く」です。調査担当職員の人数と責任者と業務の内容を伺います。

当町は、監督官庁の消費者庁が推奨している役場庁外への通報。また、町内の労働者や町民からの通報窓口を設けていません。内部通報の役場庁外窓口、直接、弁護士などに通報する、いわゆる外部通報窓口と町民の窓口を設けていない理由を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

〔大下議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは大下議員の質問にお答えします。

1つ目の固定資産税と不動産鑑定についての件であります。始めに、不動産鑑定士とは、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、統一された評価基準に従い、依頼者や取引者からの影響を受けることなく、独立した立場で公正かつ透明性の高い価格算定を行う専門家であります。

このことを踏まえ、宅地に係る固定資産税の鑑定方法の妥当性についてですが、不動産鑑定には、取引事例比較法、収益還元法及び原価法の方法があり、町が依頼した不動産鑑定士は、取引事例比較法を採用しております。この鑑定方法である取引事例比較法は、不動産鑑定評価基準に基づき、広く用いられている評価方法であります。

この方法は、実際の不動産取引事例を基礎として、地域の特性や地価の動向、対象地の個別的な条件を考慮し、適正な評価額を算出するものであります。それにより、客観性と信頼性のある評価が可能となっております。

また、鑑定における平米当たりの評価額の妥当性についてであります。不動産鑑定士は、近隣地域の取引事例や公的な地価情報、更に対象地の立地条件や周辺環境の影響を詳細に検討した上で、鑑定評価を行っております。その結果として算出された鑑定額は、対象地域の現行の市場動向を反映したものと考えております。

なお、固定資産税の課税標準額は、これらの鑑定評価額をもとに、法令で定められた基準に従って適切に算定される仕組みとなっております。したがって、今回の不動産鑑定の結果も、法律や基準に基づく正当な手続のもとで行われたものと認識しております。

次に、2つ目の公共用地の売買に新たに不動産鑑定を実施する理由についてありますが、まず第一に、市場動向を的確に捉える必要があるという点であります。

公示価格や固定資産税評価額は、公共用地の売買を行う時点でのデータをもとに算出されておらず、直近の市場動向や地域特有の経済状況を十分に反映できていない場合があります。そのため、特に市場が変動する可能性が高い土地取引では、最新の市場動向を踏まえた不動産鑑定を改めて実施することが重要であると考えております。

次に、対象土地固有の特性に基づく評価の必要性についてであります。

公示価格や固定資産税評価額は、一般的な土地特性を基準にしており、個別の土地が持つ特有の条件や価値を反映しきれない場合があります。例えば、利用用途、位置条件、近隣環境などが取引価格に大きく影響するケースでは、不動産鑑定による詳細で精確な評価が必要不可欠であります。

更に、法的要件を遵守する必要性について申し上げますと、地方自治法第237条第2項では、普通財産の処分は適正な価格で行うことが義務付けられております。

また、国土交通省の事務処理要領等においても、公有地の売買価格を決定する際、不動産鑑定の実施が推奨されております。これらの基準を遵守することで、取引の透明性と公正性を確保し、将来的な紛争を未然に防ぐことができると考えております。

最後に、利害関係者の信頼確保についてであります。

公共用地の売買は、多くの方々に影響を与えるため、公正性と信頼性を確保することが重要であります。不動産鑑定を実施し、取引の妥当性をしっかりと裏付けることで、利害関係者の皆様からの信頼を得ることができると確信しております。

以上の観点から、公示価格や固定資産税評価額をそのまま用いるのではなく、新たに不動産鑑定を実施することが適切であると考えております。

次に、3点目の不動産鑑定評価において取引事例比較法を使用することの適正性についてありますが、まず、取引事例比較法とは、不動産鑑定評価において広く

用いられている手法の一つであります。この手法は、過去の実際の取引事例を基にして対象不動産の価格を算定するものであり、たとえ取引事例が少ない場合でも適正であると考えられております。

第一に、市場性を反映するという点であります。この手法は、実際の市場取引を基に価格を算定するため、需給バランスや市場動向を的確に反映した評価が可能です。少ない事例であっても、市場に基づく価格という観点から見れば、非常に信頼性が高い方法であると認識しております。

次に、補正の適用による精度の向上についてであります。不動産鑑定士は、取引事例が少ない場合であっても、事情補正や時点修正、更には地域要因や個別的要因の比較を通じて、妥当な価格を導き出すことが可能であります。この補正プロセスを通じて、限られた事例からでも適正な評価を行うことができます。

更に、他の評価手法との併用による総合的な判断について申し上げますと、取引事例比較法は、原価法や収益還元法と併用することで、評価の精度や信頼性を一層高めることが可能であります。こうした多角的な評価を行うことによって、取引事例が少ない場合でも適正な価格の算定が可能となります。

最後に、専門家である不動産鑑定士の知見と経験の重要性についてであります。不動産鑑定士は、専門的な知識と豊富な経験を生かし、取引事例が少ない場合でも適切な補正や調整を行うことで、信頼性の高い評価を提供しております。鑑定士の専門的な判断は、少ない事例に基づく評価であっても、その正確性を担保する上で極めて重要な要素であると考えます。

これらのことから、町が依頼した不動産鑑定士が採用している取引事例比較法についてですが、この手法は不動産鑑定評価において、適切かつ一般的な手法であると認識しております。取引事例比較法を採用するかどうかは、あくまで、不動産鑑定士がその専門的な知見に基づいて判断しているものであり、町としましては、信頼性の高い不動産評価を行うために、このような適切な判断の基に、最適な手法を選択した評価がなされるものと考えております。

次に、4点目の固定資産税課税評価額と公共用地の売買時に使われる不動産鑑定価格のどちらが土地の価格として適切かについてであります。まず、固定資産税課税評価額についてであります。

これは地方税法に基づいて土地に課税される固定資産税を計算するための基準となる価格であります。この評価額は、公平かつ統一的な課税を目的としており、地域全体で一貫性を保つように算出されています。そのため、必ずしも市場取引の価格や土地固有の特性、具体的な利用計画を反映しているわけではありませんが、課税基準額として適正な役割を果たしております。

次に、公共用地売買時の不動産鑑定価格についてであります。この鑑定価格は、市場取引を反映し、適正な売買価格を算定するために、不動産鑑定士が法律に基づき専門的な知見を活用して評価したものであります。最新の市場動向や土地の収益性、具体的な利用計画を考慮した価格であり、公平性や透明性を確保しております。

どちらの価格が適正であるかについて申し上げますと、どちらの価格も、それぞれの目的に応じて適正なものと考えております。固定資産税課税標準額は土地を保有する際の課税基準として適しており、一方で、公共用地売買時の不動産鑑定価格は、公共用地の売買などにおいて適正な取引を実現するための基準として有効であります。それぞれの性質や目的の違いを踏まえ、適切に活用していくことが重要であると考えております。

次に、5点目の不動産鑑定において、現状と宅地見込地に分けて評価することの妥当性についての件であります。まず、登記上の地目についてであります。登記上の地目は、土地の法的な位置付けを示すものであり、土地の権利関係や行政手続において重要な役割を果たしております。

しかしながら、実際の利用状況や市場価値と一致しない場合も多く見られます。そのため、登記上の地目のみで土地を評価することは、適切ではないと考えております。

次に、現状の利用状況についてであります。例えば、現状で畑として利用されている土地など、その利用形態が土地の市場価格を大きく左右することがあります。このため、現状の利用状況を踏まえた評価を行うことで、現在の市場価格や具体的な収益性を適切に反映することが可能であります。現状の地目を考慮して評価することが必要であります。

続いて、宅地見込地としての評価についてであります。宅地見込地とは、その土地が将来的に宅地として利用可能である場合に、その時点で市場で期待される価値を見込んで評価するものであります。

法的及び物理的に宅地への転用が可能で、更に経済合理性が認められる場合には、このような見込みを考慮した評価が妥当であると考えます。この評価により、将来的な需要を土地価格に反映することが可能であります。

また、地目を分けて評価する意義と利点について申し上げます。地目を分けて評価することで、土地の現状の利用価値と将来の潜在価値を総合的に把握することができ、土地の市場価値をより適切に反映することが可能であります。

更に、地目を分けて評価を行うことにより、土地の価格構成が明確となり、売買当事者や関係者にとって納得感のある価格設定が可能となります。特定の条件に偏

ることなく、公平でバランスの取れた評価を行うことができ、取引の透明性も向上すると考えます。

最後に、法令や指針に基づく妥当性についてであります。不動産鑑定評価基準では、現状の利用状況、法的制約、最有効使用を総合的に評価することが求められています。また、国土交通省の土地評価に関するガイドラインにおいても、現状の利用状況及び将来の利用見込みを反映させた評価の重要性が強調されています。

このような理由から、地目を現状と宅地見込地に分けて評価することは、土地の現在の価値と将来の潜在的な価値を適切に反映させるために必要であり、妥当な手法であると考えております。

したがって、不動産鑑定士による小舟渡集会所の鑑定においても、対象不動産が農家住宅等としての利用が見込まれる土地であると判断され、本町の宅地化の可能性を踏まえた宅地見込地として鑑定が行われております。

次に、6点目の公的機関の土地取引を、不動産鑑定士1名だけで鑑定することの妥当性についての見解についてであります。公的機関が土地取引を行う際、不動産鑑定士は、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、統一された基準に従い公正かつ透明性の高い価格を独立した立場で算定する専門家であります。

そのため、1名による評価であっても、法律に定められた厳格な手続と基準の下で行われる以上、妥当性と信頼性は十分に確保されているものと考えております。

次に、1名での鑑定の妥当性についてであります。複数の鑑定士に依頼する場合、時間や費用が増大し、現実的に非効率となることが多いため、通常は1名での評価が適切かつ効率的であると認識しております。また、鑑定評価は法的基準に基づき独立した立場で行われるため、1名による鑑定であっても公平性が保たれることが担保されております。

なお、公共用地の売買は、多くの利害関係者に影響を及ぼす重要な手続であるため、その透明性や公平性に対する更なる配慮が求められると認識しております。この点につきましては、より一層、議会や売買当事者に対し、鑑定結果の根拠や手続の詳細を丁寧に説明し、透明性・公平性の確保に努めてまいります。

次に、2つ目の公益通報についての件であります。議員ご案内のとおり、公益通報制度は職場の不正を早期に発見、是正することにより、その職場と従業員を守るための制度となっております。この制度を適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、地方公共団体の法令順守の確保につながるものであり、近年、その重要性が大きく注目されている制度となっております。

それでは、1 点目の通報窓口に通報・相談された方の件数と目的を逸脱した事例はなかったかについてであります。これまでに公益通報として通報・相談された件数につきましては 0 件となっております。したがって、目的を逸脱した事例についてもなかったものと確認しております。

次に、2 点目の公益通報制度の周知方法についてであります。体制の整備及び周知につきましては、300 人以下の事業所については、努力義務とされているところですが、本町は規程を整備し例規集に登載することにより、周知を図っており、法令の一部改正などがあった場合にも、全ての職員が閲覧できる方法により周知を図っております。

次に、3 点目の公益通報であることをどのように確認するかについてであります。当該公益通報に関し、法令に違反し、又は違反する恐れがある事実、人の生命、身体、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える＜10 分前＞恐れのある事実、このほか、町の事務業務に係る不当な事実であるかを確認して判断することとされております。

更に、町が通報先となる対象法律、例えば老人福祉法や介護保険法、狂犬病予防法や健康増進法など、通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有するものかどうかについても確認し、判断することとされております。なお、通報先が誤っていた場合には、正しい通報先、相談先を教示することとされております。

次に、4 点目の通報者の保護・守秘義務等の周知方法についてであります。制度の周知に係る 2 点目の質問と同様の回答であり、周知につきましては、規定を整備し、例規集に登載することや法令の一部改正などについては、全ての職員が閲覧できる方法により周知を図っております。

次に、5 点目の調査担当職員の人数と責任者と業務内容についてであります。調査担当職員の人数は 2 名、責任者は町長となっております。業務内容といたしましては、公益通報に係る受付、通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有するものかどうかや、通報対象事実に係る法令違反行為の有無等について調査を行うものとなっております。

次に、6 点目の内部通報の役場庁外窓口と町民の窓口を設けていない理由についてであります。内部通報における外部窓口については、今現在、通報事例がないことや青森県が県民全体の窓口を設置していることから、独自の窓口は設けておりません。

外部公益通報につきましても、県が県民全体の窓口を設置しており、町としましては、平時から町民からの意見、相談を受け付けており、公益通報のための特別な通報・相談窓口については設置していない状況となっております。通報等があっ

た場合には、関係法令等に基づき、町職員等の公益通報に関する規程を準用するなど、適正に対応できるものと考えております。

また、消費者庁で公表している、2023 年 12 月 1 日時点での行政機関における公益通報者保護制度の施行状況調査における調査結果では、県内 40 市町村中、外部公益通報相談窓口設置市町村数は、18 市町村となっているところであり、半数以上の市町村では、本町と同様に青森県が県民全体の窓口を設置していることなどから、設置について、調査、研究を進めているところであると思っておりますが、公益通報者保護法では、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関については、外部の労働者等からの通報に適切に対応するために、必要な体制の整備その他の必要な措置をとることが義務とされているところでもありますので、他市町村に遅れることのないよう、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下です。ありがとうございます。

公益通報に関しては、もう重々それは承知しております。全国的に。ただ、岩手県、我々議員が研修に行った宮古市、紫波町は先進的で全てやっています。カスタマーハラスメント、問題でしょ。町の認識もそうです。そういった場合もひっくり返してそういうのは必要なんですよ、ということは十分理解して検討していただければと思います。

あと時間はないので、1 点だけ質問させていただきます。

税務課長に質問します。旧大蛇小学校の固定資産の納税通知書は、どちらの価格で、不動産鑑定した価格で、通知書を出したんですか。それとも課税標準額で通知書を出したんですか。

それだけ答えていただきたいと思います。

あと時間を過ぎたら、議長の裁量権にお任せします。

以上です。〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

旧大蛇小学校の納税通知に関しましては、現在、償却資産の通知のみとなっております。こちらは課税標準額に税率をかけた税額として通知しております。

以上です。〔税務課長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは旧大蛇小学校の建物土地のほうに関しましては、まだ、現在町のもので、相手方の方にはまだ譲渡もしておりませんので、まだ課税対象にはなってございませんのでその分、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

<時間を知らせる音>

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。もしよろしければ。

○議長（長根岩夫君） 最後の答弁として、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

企業誘致の奨励金に関しましては、税務課長が申し述べました償却資産分に関しまして、奨励金をお支払いしております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で7番、大下修君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、12月6日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午後2時32分）

令和 6 年第 6 回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和 6 年 12 月 6 日 (金曜日)

令和 6 年第 6 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 6 年 12 月 6 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1	議案第 1 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和 6 年度階上町一般会計補正予算）
日程第 2	議案第 2 号	階上町町民栄誉賞表彰条例の制定について
日程第 3	議案第 3 号	階上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 4 号	階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 5 号	階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 6 号	階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 7 号	階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 8 号	階上町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 9 号	階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 10 号	令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 11	議案第 11 号	令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 12 号	令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 13	議案第 13 号	階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について
日程第 14	議案第 14 号	金山沢水郷館に係る指定管理者の指定について
日程第 15	議案第 15 号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

- 日程第16 議案第16号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第17 議会案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議会案第2号 階上町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議会案第3号 階上町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋 美加佐 君	2番	渡 部 高 明 君
3番	中 島 孝 一 君	4番	熊 谷 道 雄 君
5番	小 坂 正 年 君	6番	下 沢 育 男 君
7番	大 下 修 君	8番	小 松 雅 彦 君
9番	上 道 二 三 男 君	10番	森 榮 吉 君
11番	林 貢 君	12番	百 目 木 和 俊 君
13番	大 江 和 夫 君	14番	長 根 岩 夫 君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町 長 荒 谷 憲 輝 君	副 町 長 澤 田 充 君
教 育 長 濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長 地 代 所 誠 君
総合政策課長 茨 島 俊 行 君	税 務 課 長 大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長 上 厚 子 君	すこやか健康課 平 戸 由 紀 子 君

介護福祉課長	古川明美君	産業振興課長	西山圭一君
建設課長	小笠原博文君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	濱浦孝子君	代表監査委員	境栄治君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京実君	庶務	G L 野沢香織君
総務課主査	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認
を求めることについての件を議題といたします
これより質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

説明書の 4 ページをお願いします。

補正額 978 万 3 千円で、いわゆる内訳が計上されています。

まず始めに、1 節の報酬 115 万 5 千円について伺います。この 115 万 5 千円の内訳の中に、説明書に記載されておりませんが、投票所投票管理者報酬が 15 万 3,600 円計上されています。1 万 2,800 円×1 人×12 か所の投票所です。この報酬は、職員報酬と伺っていましたが、これの確認をしたいと思います。

次に、期日前投票の日数は役場庁舎で 8 日間、石鉢ふれあい交流館で 5 日間です。
令和 4 年に働き方改革と投票率が 2%程度の変化で、変化がないということから、

期日前投票の日数を削減しました。今回の衆議院選挙ですけれども、期日前投票の％比率を伺います。

３点目ですけれども、全体の投票率と前回の衆議院の投票率を伺います。

４点目として、今回の衆議院選挙について投票日及び選挙がある旨のアナウンスがなかったと、数名の方から問い合わせが私のところにも来ました。アナウンスをしなかった理由を伺いたいと思います。

以上です。

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず１点目の投票管理者報酬というところでございますけれども、投票管理者については選挙管理委員会が選任した者に支払うこととされているところでございまして、今回の選挙では全員職員を選任しておりますので、職員に支払となっているものでございます。

以上です。〔総務課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 大下議員。ただいまの質問の中で質問の中身として専決処分の承認が議題となっておりますが、補正予算に関することについては議題外となりますので、ご答弁はできないということであります。

○７番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、７番、大下修君。

○７番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

７番、大下修です。

専決したものを承認するに当たって、確認したいことを確認することができないということですか。

例えば投票率も答弁いただいておりますし、アナウンスをしていないと。いつもだと、いついつ投票日ですよ、投票に行きましょうという、アナウンスも今回は

していないと思っておりますけども、その確認も今の議長の答弁のとおり質問に該当しないという理解でよろしいでしょうか。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 大下議員。例えばのお話であります、今回の議題となっております議題と内容が整合していないということの答えでありますので、議題外の扱いとなるということであります。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

質問の権利とかここの議事の進行整理は、議長の判断であります。色々な弁明、色々な考え方があると思います。それを判断するのは議長が、そのために議長がここにいるのであります。私はそう理解しております。

理事者がどう言ったのか分かりません。

それが議長の判断であれば、議長の判断としてということであれば、それはそれ議員の 1 人として受け入れなければいけないと思いますので、その辺を議長としてはっきり申し上げてください。

○議長（長根岩夫君） はい。

大下議員に申し上げます。会議規則 54 条の規定により、議題外となっているものについての質問はできないということであります。

以上です。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

投票率の比率も、アナウンスをしたかしないかも、議題外ということですね。その確認をさせていただきます。

以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ただいま、大下議員のほうから質問がありました内容について、理事者のほうからのお考えは議題外となるという、そういう判断を聞き、議長としてお答えをしたところであります。

以上です。

○7 番（大下修君） はい、分かりました。

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、議案第 2 号 階上町町民栄誉賞表彰条例の制定についての件を議題といたします

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

階上町町民栄誉賞表彰条例の制定について質問させていただきます。

階上町町民栄誉賞表彰条例制定について、町の表彰の位置付けとして、最上位を名誉町民条例、それに次ぐものとして新設すると、この条例の説明を受けました。

大分古い話ですが、オリンピックのレスリングに、過去に笹山さんという方、道仏中学校の出身の方ですけども、出場しておりました。その方の当時の表彰はどのような表彰であったのか伺います。

以上です。よろしくお願いします。〔大下議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えいたします。

アトランタオリンピックに出場した笹山秀雄選手のことですね。当時の表彰につきましては、昭和 62 年に階上町スポーツ賞を表彰しておりまして、平成 8 年がオリンピックの年でございますけども、オリンピックの年には青森県褒章を受章して、町としましては、町表彰条例による善行表彰を受賞されております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。ありがとうございます。

そうすると、多分、今回の表彰はオリンピックに出場の小原さんも該当ということか。青森県でも表彰されたということだと思っておりますけれども、そうしますと、善行ではちょっといかなものかという理解で、新たに県も表彰しているので、そういう名誉町民に次ぐ活躍ということで表彰するという理解でよろしいんですか。

そこを確認させていただきます。

以上です。〔大下議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えいたします。

小原佑太選手の経歴というか受賞歴の話ですけれども、この前、県の褒章を受章したのは皆さん新聞でご存知かと思えますけれども、町のほうの今年の１月に町の表彰条例表彰において、功労表彰を行っております。

そのあと、オリンピックに出場いたしまして、オリンピックの成績としましては５位と、それから個人は６位ということでございましたけれども、先般１０月にあった世界選手権で、見事３位に入賞されたというふうな成績をお持ちでございます、町民栄誉賞条例の規定に該当するのではないかというふうにはこちらも思っているところで、最終的には条例表彰委員会にかけて、ご決定をいただくというところでございます。

以上です。〔総務課長着席〕

○７番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、７番、大下修君。

○７番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

大変よく理解させていただきました。ありがとうございます。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第２号 階上町町民栄誉賞表彰条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 3、議案第 3 号 階上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 3 号 階上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、議案第 4 号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 4 号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 5 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

この第 5 号についてですけれども、国家公務員の給料の引き上げが 2.76%、平均 1 万 1,183 円の引き上げ、ベースアップ。若手の人材の確保を図ることから、初任給 2 万円アップとのことです。

103 万円の壁では、七、八兆円の財源が不足と声を高々に主張しているのに、自分達の給料アップには沈黙。財源に触れることなく進められています。

また、今朝の新聞にも三沢市の 103 万円の壁に対する収入の減少が 6 億と掲載されておりました。逆に言うと、6 億税収が減るんですけれども、市民の所得は 6 億増えるということを意味すると思っております。

本件の条例の改定の理由は、物価上昇に伴うことのようにです。4 点ほど伺います。

本条例可決後に、町長、副町長、教育長の給料の引き上げ後の諸手当、共済費を含めた年間の総支給額を伺います。

次に、今回の条例の一部改正は、諸手当、共済費を含めて何%の引き上げになるのでしょうか。

財源はどこから出されるのでしょうか。伺います。

4 点目として、町民の所得又は町民の働いている方々の給与等は、何%引き上げられたのか、参考となる事例やエビデンスを伺います。

また、それらの事例が回答できなければ、町民の所得が向上していると言える所見を伺いたいと思います。

以上、4 点ご答弁をお願い申し上げます。以上です。〔大下議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えいたします。

まず、総支給額のお話でございました。改正後においてですけれども、3,686 万 9 千円となることになります。

○7 番（大下修君） 3 人の分だよ。別々だよ。

○総務課長（地代所誠君） 3 人。すみません、手元にちょっと総額しか持ち合わせがないもんですから、総額でお知らせをさせていただきました。

○7 番（大下修君） そしたらあとで教えてください。

○総務課長（地代所誠君） はい。

次の財源ですけれども、引き上げにつきましては、手当の部分ですので%という考えではございませんので、0.1 月分引き上げになるというところでございます。

それから財源につきましては、一般財源からの支出となります。

それから、最後の事例につきましてはですけれども、特別職の報酬等の改正の事例というものがございませんけれども、また一般町民の事例というのもないんですけれども、我々職員につきましては、青森県内の調査をしまして、その調査に基づいて改定を行うことということで勧告制度がございますけれども、そちらの勧告の内容を参考として決めていくというふうになっておりますので、そちらの勧告の中で具体的に申し上げますと、我々、職員の分につきましては、0.15 月分改正になりますけれども、特別職につきましては 0.1 月分ということにしております。

以上です。〔総務課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

総額でしか持ち合わせていないということだったので、総額をもう一度確認させていただきます。ちょっと控えきれていませんでしたので。

それと、このベースアップは周りがそうだからということで上げるということですが、昨年度、昨年、一昨年度から色々議会でも質問させていただいておりますけれども、町民の物価高騰。「物価上昇に」って言うんですけども、物価高騰ですよ。高騰に苦しんでいる町民に、県からの補助金で 1 万円ほど商品券かな、しましたけれども、町民の所得を、町民を豊かにすることが、我々、町民の税金を預かっている者の仕事と思っております。公僕の仕事はそういうことではないのかなと思っております。

そうすると、物価高騰で苦しんでいる町民がいるんですけども、物価が上がっているから、公務員と一緒に給料上げますよと。それに階上町で働いてる方が、この近辺で働いてる方々の賃金も上げれば良いですよ。賃金が追いついていないわけですよ。

私は経済の仕組みとして、どうしても地方には時差があると思っておりますし、賃金の上昇はあとから物価上昇のほうが早くて、あとから賃金の上昇が来るんで、その穴埋めをするのが行政の役割だと私はそう捉えております。

そういった中で、この特別職の給料を上げることは、いかがなものかなと思っております。そういうことで上げる、周りがみんな上げてから上げますということですので、それはそれとして、そういう理由であれば仕方がないことですので。

とりあえず、町長、副町長、教育長。個別のですね、価格がね、合計は分かっているということは、個別も分かるはずなんですけども、答弁できないということは仕方ないんでね。そこを控えておりませんでしたので、もう一度、そこを確認させていただきたいと思います。

以上です。〔大下議員起立〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

まず、総額の再確認でございましたので、3,686万9千円でございます。よろしいですか。

○7番（大下修君） 分かりました。

○総務課長（地代所誠君） はい。

それでは次の物価高騰というお話でございましたけども、物価高騰に対して民間の賃金が上がっていているというところを捉えての給与改定ということになってございますけども、議員がお話しのとおり、中央と地方タイムラグがあるという話でございましたけども、私どものほうで今回参考になっているのは、青森県内の企業の賃金のあり方を調査したものを参考とさせていただいておりますので、タイムラグという話にはならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7番、大下修です。そうすると、あえて答えていただいたんで質問させていただきます。青森県の賃金は、どれくらい上がったんですか。そこを答弁してください。以上です。〔大下議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

先ほどお話したとおりですけども、まず、賃金の民間との格差調整ということで県のほうで調査した結果、県の人事委員会でございますけども、調査結果としましては3.25%格差があるということで、1万1,219円格差がありますよということになってございますので、お知らせをして答弁いたします。〔総務課長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。
討論は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修君） 7 番、大下修です。
討論を行わせていただきます。

○議長（長根岩夫君） 大下議員、前のほうへお願いします。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員登壇〕

7 番、大下修です。討論を行います。

質疑の答弁で、物価上昇に伴い、中央の国家公務員と同等に近い給料の引き上げを行う条例、特別職の条例ですが、当町の町民は物価高騰に疲弊しております。町民の負託を受けた議員として、本件を承認することはいかがなものかと思えます。

政治は希望が持てること、町民に寄り添うこと、結果責任があります。特別職の方と我々議員は、町税から報酬を得ているものです。いわゆる公僕です。特別職や議員は若い職員と違い、子育てが終えている世代です。

物価上昇に伴い、賃金が追いつかず、町民の暮らしも改善したものであれば理解できるのですが、まだまだ地方にその恩恵が届いてはおりません。経済の仕組み、時間差があることも明白であります。

このような状況の中で、議案第 5 号は、階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改定する条例の制定に反対します。

以上です。〔大下議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） ほかに討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 5 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第 5 号についての件は、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者多数）

ご着席ください。

起立多数であります。

議案第 5 号についての件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 6、議案第 6 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 7、議案第 7 号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 7 号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 8、議案第 8 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 8 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 9、議案第 9 号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 10、議案第 10 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○12 番(百目木和俊君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、12 番、百目木和俊君。

○12 番(百目木和俊君) はい。〔百目木議員起立〕

説明書の 12 ページでございます。

学校管理費の件で、質問したいと思います。

赤保内小学校の改修工事に 1,258 万 4 千円、載っております。

この内訳をちょっと詳しく説明願います。〔百目木議員着席〕

○教育課長(中屋敷司君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、百目木議員のご質問にお答えいたします。

赤保内小学校改修につきましては、令和 7 年度の 1 年生が 38 人となり、1 学級 35 人が上限となっていることから、2 学級編制となる見込みとなります。

そのため、通常学級の数が増えて、エアコンを設置している教室が不足することから、対象となる教室に必要な整備を行うとともに、あわせて現在 1 つの教室を間仕切りし、使用している特別支援学級についても必要な整備を行うものとなります。

具体的には、通常学級の教室については、エアコンの設置、Wi-Fi の設置、照明機器の修繕等を行い、特別支援学級の教室については、現在、簡易的に仕切っている間仕切りを天井までの間仕切りに変更し、片方にエアコンがない状態になりますので、エアコンの設置を行うものとなります。

なお、本改修工事につきましては、10 月 15 日に町議会教育民生常任委員と町教育委員と合同で行いました、赤保内小学校への学校訪問において説明させていただいており、また、学校からの要望を踏まえ、実施するものとなります。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○12 番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12 番、百目木和俊君。

○12 番（百目木和俊君） はい。〔百目木議員起立〕

ありがとうございます。

今の色々説明あって、学級が増えるというので私、人数が増えて学級が増えるのかなと思ったら、令和 6 年度は 40 人学級でやって、7 年度から 35 人になるので学級が増えるってということで、ちょっとこれ、残念だなと思っております。

そういった中で特別支援学級の件です。非常に、学校を回ってみますと、この人数が年々増えている状況でありまして、これにも色々、教育委員会のほうで教室を小さくしながら、やっていかなければならないということで、大変ご苦労をかけているわけでございますけども、これちょっと話がずれるかも分かりませんが、なぜこの支援学級の生徒がこのように年々増えてくるのか。この原因をですね、ちょっと掘り下げていかなければ。

9 年間、義務教育で小学校から中学校まで、支援学級で教育をするわけでございますけども、そこで卒業すると同時に普通の、普通の子供と言うのはちょっとあれですけども、みんな一緒に対等に卒業できるような状態になるのか。ただただ、この 9 年間、そういう支援学級やっても、そこまでいかない子供がいるということ

であれば、大変、親の苦しみというか、大変だと思いますので、その辺やっぱり、ある程度原因を究明して、できるだけ少なく、そういう子供達が出てこないような社会環境を作っていかなければならないと私は思っておりますので、これから町としても、色々考えを出しながらやっていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。〔百目木議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

説明書の 5 ページをお願いします。

まず始めに、議会費を含めて、ちょっとこれ議会費だけじゃないんですけども、補正予算全体を見ますと、人件費、給与諸手当退職共済組合の変更が非常に多くて、その要因がですね、何点かあると思います。この全体的な要因を伺いたいと思います。

次に、議会費の下段に食糧費 3 万 5 千円が計上されております。この内訳を伺います。

次に、13 ページをお願いします。

10 款 4 項、社会教育費、1 の社会教育総務費、7 節に報償費があります。社会複合施設整備検討委員会、委員報償 7 万 5 千円です。この会議は、何回目の会議で、今後 3 月まで、また、それ以後でも良いんで、分かっている範囲で構いませんので、何回開催するのか伺います。

そしてまた、この会議で、今回の会議で 11 月でしたっけ 10 月でしたっけ。なんか検討委員会が検討しまして、土地の検討委員会の何ていうんですかね、土地の場所として、A 案、役場の隣の商工会議所を選定したということを伺っております。

この建物の面積も内容も決定していない曖昧な中で、土地の面積が確定するということは、建物は平屋ということで伺っておりますけれども、建物の面積を確定するということを、場所を決めたということに、少し検討委員会に違和感を持っております。

私は前から申し上げておりましたけども、この進め方、手続の仕方が適切ではないと思っております。そういった中で、またですね、A 案ということを検討委員会

が決めたとのことですけれども、A 案は補助金も使えますけれども、借金、確か 2 千万ぐらい借金しますよ、ということでした。

わざわざ起債を起こして、借金をして、利払いをして、というのはそこにもまた違和感を覚えます。

B 案というのは、もっときちっと見なければならぬんですけども、B 案というのは土地を購入する必要がございません。なのに借金をして、利子を払ってまで、わざわざ土地を購入する必要があるのかどうなのか、その辺、この委員会で検討したのかどうか。

町民の税金ですので、きちっと大切にしたい議論がされたことを望むのですけれども、検討委員会のこの土地選定に関わる議論の内容。A 案に決定した結論を導き出したことについて、詳しくご説明をいただきたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えいたします。

最初の私のほうでは、5 ページの、いわゆる全般的な給与改正が多いというお話のほうにご答弁をさせていただきたいと思います。

今回の補正の一番大きなものは、人事院勧告であります。人事院勧告に則りまして、給与改正及び補正を行っているというところでございますけれども、この勧告制度によって給与が変わることによって、当然、共済組合の掛け金の報酬基準額も変わりますので、そちらも今年であればですけども、増額というふうなことになりますので、全ての課において変更が生じているというところでございます。

あと、今回の人件費の補正につきましては、それぞれの所属している課の陣容の変更でありますとか、あとは課職員の内容の変更でありますとかも含めて、3 月までの給料を再計算した結果に基づいて変更させていただいたものでございます。

以上です。〔総務課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは社会教育複合施設整備検討委員会、委員報酬金についてお答えいたします。

まずは、今年度何回開催するのかということでございましたが、6年度は6回の開催を予定しております。

また、土地の面積、候補地 A ということでのお話でございましたが、こちらは基本構想を策定するに当たりまして、ある程度の面積場所を選定するに当たりましての候補地ということでのお話をさせていただいておりますので、その議論が検討委員会の中であったのかどうかというお話でございましたけれども、当然、A 案と B 案、こちらのほう、検討委員会のほうにお諮りをさせていただきまして、費用とか、そういった立地的なもの、そういったものもご提示をしながら協議をしていただいた結果、A の候補地のほうが効果的だろうということで A 案になったということでございます。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○議会事務局長（佐京実君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、議会事務局長、佐京実君。

○議会事務局長（佐京実君） はい。〔議会事務局長起立〕

大下議員のご質問にお答え申し上げます。

議会費の食糧費 3 万 5 千円の予算ですが、当初予定していなかった案内等がございまして、今後、予定される支出が考えられることから、今回の補正予算の計上とさせていただいたところです。

以上です。〔議会事務局長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。

まず、議会の食糧費のことですけれども、予定していなかったということは、何を予定していなかったということをお伺いしているのでございまして、どういったものが増えてきたのかということをお伺いしたいということです。

それと教育課長のほうからでもご説明ありましたけれども、何を議論、議論っていうのかな。A案のどこが良くてB案とこういう比較をして、A案が良かったんですよ、という内容がですね、分かる答弁になっておりません。その答弁。分かるような答弁をしていただきたいと思います。それをもう一度お願いします。

それと、人事院勧告が主で、陣容の変更、内容の変更という、人件費と言いますか給与、手当なんですけれども、議会事務局もですね、3か月ほど、お1人で頑張られて、私も色々質問したり、資料の件について問い合わせしましたけれども、どうも1人で頑張っているんで、頼み事をしにくくて時間を延ばして、結果、皆さんに迷惑かけたことがありました。

ということで欠員。こうやってお話を伺っていると、議会事務局だけじゃなくて、色んなところで何て言うんですかね、昨日もちょっとお話させてもらったんですけども、職員の方々がお困りになっていることがあると、色々事例を伺っております。カスタマーハラスメントだとかですね。そういった方々が結構、病んだり、議会事務局もそうですけれども、そういったことで業務に支障をきたしているのが、現状かと思っております。

これらも前に総務課長に聞いたら、「職員が増やしたら良いんじゃないですか」っていうことをご提案させていただいたんですけども、給料が安いからという答弁で、「はて？」、と思いながら、そういう答弁だったので、そこはそのまま引き下がったんですけども。やはりこの、職員を。

私も何回か経験しております。皆、担当者が対応しております。今後は課長さん達がカスタマーハラスメント的なものにも対応していただけるということなんですけれども、その辺を、フォロー体制をきちっと作らなければ、やっぱり疲弊していくと思うので、役場全体でその辺も考慮して良い体制を構築していただきたいし、多少お金がかかっても私は多様な人材を採用して、又は協力、弁護士さんだとか色々なそういうのも活用すべきだと思います。その辺は答弁を求めませんが検討していただきたいと思います。と思っております。

以上です。〔大下議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

候補地のこういった比較をしたかというご質問だったかと思いますので、そちらにお答えしたいと思います。

候補地 A、候補地 B それぞれアクセスの良さ、あとは駐車場、あとは周辺施設との相互関係、あとは敷地状況及び法規制、あとは、その概算ではございますけれども、事業費のほうを提示させていただいて、比較検討させていただいたということになります。

概算事業費、あくまでも概算になりますけれども、こういった事業費が掛かるだろうという想定のものをお出しして、比較していただいたということになります。

以上です。〔教育課長着席〕

○議会事務局長（佐京実君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、議会事務局長、佐京実君。

○議会事務局長（佐京実君） はい。〔議会事務局長起立〕

大下議員のご質問にお答え申し上げます。

議会費の食糧費ですけれども、予定していなかったものとしまして、例えば先般行われました、消防団第 1 分団の全国大会の報告会でありますとか、全国朝市サミット交流会等は、当初全く予定していなかったものであります。

今後においてもですね、年度末に向けて、教職員の異動とかあると思いますけれども、もしあれば、そういったものへの支出も考えられるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。〔議会事務局長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい、ありがとうございます。〔大下議員起立〕

やっぱり透明性ということで、こういうふうに、何て言うんですかね、理解できるように、情報をオープンにいただけると大変理解しやすいし、また、質問もしなくて済むような気がします。

また、先ほど事業費ということ。駐車場だとかアクセスだとか色々あった中で、事業費の話は私どもは全然聞いておりませんけども、概算でということなんで、例えば A 案はフラットですってですけど、向こうのほうはちょっと段差があるよと。建物も小さいですよ、向こうはちょっと大きいですよ。とかっていうことで。

でも、それは概算で委員会のほうに話されてるんだけども、我々議員のほうにはそういった情報は一切来ていないんですよ。そういった情報の開示も不透明なんで、この辺も、やはり議員のほうにも透明性を。いらぬ疑いを持ってしまいますので、透明性のある情報開示をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。〔大下議員着席〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

大下議員のご意見、ご質問にお答えいたします。

先ほど事業費のお話をさせていただきました。概算ということで課長のほうから説明ありましたけども、私どもが先ほどのどういう検討をしたかという部分につきましては、10月の29日の臨時の全員協議会、やったときの資料がですね、そのときの説明資料の中に比較検討した内容と、参考までに概算事業費ということで、資料で説明させていただいております。

今後においても、先般の全員協議会でお話したとおり、皆さんのほうにご報告していきながら、計画を策定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。〔教育長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 令和6年度階上町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 11、議案第 11 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 12、議案第 12 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 13、議案第 13 号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

令和 4 年度からでしたっけ。6 年までの 3 年間の指定管理。当町にとって大変ありがたいことであります。今回、今後 5 年間で管理していただくことになるかと思っています。

そこで今までこの 3 年間管理していただいた、この成果。定量、定性あるかと思っていますけども、構いませんので、定量的な売り上げだとかその辺もあっていただければ大変助かるんですけども、確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

また、指定管理料が 55 万円増額になっております。その理由として、新しい券売機のリース契約と伺っています。

ハマの駅でも指摘しましたが、ハマの駅でも確か軽トラック五、六十万を 5 年間だったかな。大体 300 万前後だったと思うんですけども、軽トラックのリース料を 300 万っていうのがあって、軽トラック買ったほうが良いんじゃないのと何回か提案させていただきましたが、今回もリースということなんで、買えばいくらになるのかをお伺いしたいと思います。

大した額ではないかもしれませんが、節約することというのは大切かと思っておりますので、是非ですね。そこをリースでなければならない理由だとか、買えばいくらになるのかというところをお聞かせください。

以上です。〔大下議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えします。

まず成果ということでしたけども、株式会社ヴァンラーレ八戸様からは、令和 4 年度から 3 年間、指定管理を行っていただいておりますが、運営状況につきましては、来場者への観光情報の提供並びに観光案内を行うほか、ホームページや SNS の発信により施設の PR を積極的に行い、集客に努めていただいております。年間約 2 万 6 千人が来場しており、令和 5 年度は約 1,200 万円の売り上げとなっております。

また、地元産食材を使ったジェラートの開発やキャッシュレス決済導入など独自性のある運営をしており、今後ますます来場者の増加と階上町の魅力発信につながる運営がされるものと、担当課では評価しております。

もう 1 点のリース料につきましては、先般の全員協議会で色々なご意見をいただきましたので、当初予算に向けて、また検討してまいりたいと思います。

あとは、リース料を考えておりました理由としましては、故障したときに、営業は続けなければいけなく、そのため、素早い機械の交換とかメンテナンスをできるという優位性のためにリースを考えたところです。

金額につきましては、予算の参考とするため、見積りをいただいたところ、166 万 7 千円程度の券売機を考えております。

以上になります。〔産業振興課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ご答弁ありがとうございます。

またヴァンラーレさんには管理していただいてありがたいと思っております。

特に町外の方にアピールしていただいて、サッカー、プライフーズスタジアムでということもあって、ジェラートの売り上げも大分貢献しているようです。

ただ一点だけ。ちょっと食堂のほうの売り上げが前回の指定管理の方々よりも下回っていて、この辺は懸念するところかなと思っています。

いずれにしても、今後もヴァンラーレさんをお願いしたいことと、産業振興課においても、階上観光のために鋭意努力していただいて。是非ですね、先ほどのリースのこと。大体このリースだとか保険というのはその仕組みはそうですから。みんな、車でそうなんですけども、新車と同等の車両保険掛ければとんでもない額になるから、みんなして掛けないんですよ、普通ね。いや私は掛けてないんですけども。最低限の保険は掛けるんで。リースってそういうものですから。

そこも検討していただいて。本当に壊れればもう大変なことになるけども、そういったものっていうのは災害だとか、もう、よっぽどのことがない限りありえない。100%とは言いませんけども、そういう保険っていう、リースっていうのはそういうものなんで。私は、多分これ、軽トラと同じぐらいの値段なんで、またこれで300万も掛けたらどうなるのかなあと思うんで。それで我々のものにならないんですからね、ということ。

何年、使用期間がどれぐらいになるか分かんないですけども、十分に検討されて次回提案するときには、そういう熟慮した結果の提案を望んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 14、議案第 14 号 金山沢水郷館に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

この議案第 14 号について、金山沢水郷館について。平成 22 年に旧金山沢小学校は閉校しました。校舎の跡地には、グラウンド、校舎で機能として集会所機能と遺物と言うんですかね、収蔵庫があって、1 億 5 千万ほど掛けて改修して、平成 27 年度にスタートしました。運動場、体育館を含めましても、とても広い管理地って言うんですかね、敷地管理地だと思っております。

そこで伺います。

収蔵庫と集会所とその他の運動場など、管理はどのような管理区分になっているのか。集会所ですので、行政区で管理しているんですけども、行政区の管理区分と収蔵庫として教育委員会での管理区分はどのようなになっているのか伺います。

また、それぞれにかかる経費。指定管理料なのかというふうに収蔵庫のほうの電気料だとか、何か色々あるかと思うんですけども、そういったもの、経費のほうの管理もどうなっているのか。

この辺が、ほかの集会所と金山沢の集会所はちょっと違ってまして、指定管理料も若干だろうけども違っていると認識しております。この辺の整合性についてちょっと教えていただければと思います。

以上、3 点よろしくお願いします。以上です。〔大下議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

指定管理の区分ということでございますが、教育委員会が直接管理する部分につきましては、その建物の２階及び１階の一部と物置小屋の収蔵庫部分、そういったところでございます。

また、地区の方に管理してもらっている部分については、今、お話しした部分を除いた校舎、旧校舎の建物の部分と体育館の部分というふうなこと。あとはその収蔵庫部分を除いた物置小屋ということになります。

また、指定管理料につきましては、建物全体で地区のほうから管理している部分もございますので、電気、ガス、水道、電話の基本料、あと浄化槽の契約額について私達のほうからお支払をして、指定管理料としているところとなります。

また、住民集会所との整合性ということになろうかと思えますけれども、こちら当然、地区のほうから管理してもらっている住民集会所の部分ということになりますので、そちらのほうとも整合性をとりながら指定管理のほうは検討しているということになります。

以上です。〔教育課長着席〕

○７番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、７番、大下修君。

○７番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

７番、大下修です。ありがとうございます。

そうすると、グラウンドについて答弁がなかったんでグラウンドはどちらが。これから行くと多分、行政区のほうで管理になるかと思えますけれども、ちょっとそこを、グラウンドのほうを確認させていただきたいと思います。

そして指定管理料を教育委員会のほうでお支払してるということですか。ということをもう一度確認させて。

いくらかという金額の答弁がなかったんですけども、それもあわせて確認したいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

グラウンドの管理ということでございましたが、こちらも地区のほうから行っていただいているところでございます。

また、指定管理委託料として、町のほうから指定管理をしていただいている地区のほうにお支払をしているということになります。令和５年度の実績でお話させていただきますと、62万3,364円ということで、およそ60万前後というふうなことでお支払をさせていただいております。

以上です。〔教育課長着席〕

○7番（大下修君） はい。ありがとうございます。

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 金山沢水郷館に係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第15、議案第15号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 16、議案第 16 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 17、議会案第 1 号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議会案第 1 号は、議員発議でありますので、提案理由の説明及び委員会付託は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

ちょっと質問させていただきたいんですけども、地方自治法第 112 条第 1 項及び階上町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、提出された議会案です。提案理由が階上町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであるとのこと。

この件について、12 月 3 日の議会打ち合わせ会で質問させていただきました。提案者が議会運営委員会であるようですが、14 名の議員への説明が行われていない。また、議会運営委員会の構成メンバーが正式な会派ではないものの、2 会派に偏り、ほかの会派が入っていないことが、事務連絡などを含めて、情報提供に差が生じていると問題提起させていただきました。

議長の回答はのちほどの協議とのことと認識しておりますが、本議案については 12 月 3 日に行われた全員協議会後の説明会となりましたが、全員協議会及び議員の説明の項目が多く、「本会議と重なる質問は控えるように」と、質問の制限とも、どう取れば良いのかよく分かりませんでした。議長からそのような発言があり、質問を控えさせていただきました。

本件の資料によると、議長の期末手当は令和 6 年 12 月から引き上げられ、令和 7 年から 6 月と 12 月で 3 万 4,080 円引き上げられて 114 万 1,680 円となります。副議長は 96 万 8,820 円、議員は 90 万 8,520 円となるようです。

本提案は、期末手当の支給条例の一部を改正するので、月額報酬を改定するものではないとの認識ですが、あるのかないのかを伺って、あるのであれば、いくらになるのか確認したいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 大下議員にお答えいたします。

議員報酬についてということですが、今回は議員報酬の件は議題となっておりません。期末手当についてのお話でありますのでご了承いただきたいと思います。

ほかに何かありましたか。

○7 番（大下修君） 討論をしたいのですが。

○議長（長根岩夫君） 討論は次で。

○7 番（大下修君） はい。

○議長（長根岩夫君） それでは、質問の中身はそれでよろしいですか。

○7 番（大下修君） はい。

○議長（長根岩夫君） ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。
（質疑なしの声あり）

○議長（長根岩夫君） 先ほどお話をさせていただきましたが、議員発議でありますので、提案理由の説明及び委員会付託は省略したいということで、この件につきましては異議なしとなります。

よって提案理由の説明及び委員会への付託は省略いたします。

○7 番（大下修君） はい、議長。良いですか、質問。

○議長（長根岩夫君） ちょっと待ってください。

ほかに質疑はあるということですので、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下です。

今の副長の対応。彼は議会事務局長。副長ですよ。

何でそういう指示をするのか。よく理解できません。

そういう副長が指示なのか、何か指導なのか、よく分かんないんですけど、そういう権限が副長に与えられているのかよく分からないんですけども、その辺はあえて質問しません。いかがなものかと思います。

以上です。失礼します。〔大下議員着席〕

（はい、議事進行と声あり）

○議長（長根岩夫君） 質疑はこれでよろしいでしょうか。ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

はい、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。7 番、大下修です。よろしくお願いします。

〔大下議員登壇〕

7 番、大下修です。討論を行います。

特別職の討論の繰り返しとなりますが、中央の国家公務員と同等に近い給与の引き上げを行う条例改正ですが、当町の町民は物価高騰に疲弊しています。町民の負託を受けた議員として、本件を承認することはいかななものかと思います。町民に寄り添うこと、結果責任があります。

我々議員は町税から報酬をいただいているもので、いわゆる公僕です。我々議員は、1 名の議員の方には少し耐えていただかなければならない世代の方がいまして、心苦しいのですが、議員のなり手不足も考慮し、別途議員の賃金については議論すべきと考えています。

物価上昇に賃金が追いついていない、町民の暮らしも改善したのであれば理解できるんですが、まだまだ地方はその恩恵が届いていません。

このような状況の中で議会案第 1 号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について反対します。

以上です。〔大下議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） ほかに討論は、ございませんか。（討論なしの声あり）

これをもって討論を終了いたします。

ただいま議題となっております日程第 17、議会案第 1 号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者多数)着席ください。

起立多数であります。

よって、議会案第 1 号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決されました。

◎議会案第 2 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 18、議会案第 2 号 階上町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 2 号は、議員弁議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第 2 号 階上町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会案第 3 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 19、議会案第 3 号 階上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 3 号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第 3 号 階上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る 12 月 3 日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位にはご提案申し上げました議案につきまして、原案のとおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただきました各議案の執行には万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。〔町長降壇〕

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和 6 年第 6 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前 11 時 46 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員